

以上が、いわゆるマクロの観点から見た少子化問題であります。世論調査などによって、個人、いわばミクロの観点から見ても、例え、お手元の資料の1、つい最近の読売新聞の調査でございますが、その結果を見ましても、もちろんこれにとどまりませんけれども、多くの人が、これは未婚の方も既婚の方も含めて、あるいは若い人も高齢者も含めて、理想の子供数というものが平均で二・六人ぐらい、最もパーセントの高いいわゆる最頻値と言われるところは三人、そういう状況でございます。

しかるに、夫婦の平均の実際に産む子供の数というのは二・二人を下回り、最近では二・一人。もちろん、これに未婚者を含めれば、女性全体の平均値は大変大きく下がっております。つまり、多くの人がこの理想の子供数を実現できないでいる、そういう状況にあるというふうに認識できます。

この読売新聞の調査では、実に七割の人々が、今日の日本は子育てしやすいかしくいかと聞かれて、しにくい社会というふうに答えております。

このように、人口、経済というマクロの視点、そして個人個人の意識、ミクロの視点から見ましても、少子化の状況は極めて深刻だというふうに考えざるを得ません。

そういう意味で、政府は、この少子化の状況を是正するための施策を強力に推進することが現在求められているというふうに考えます。その点で、本法案の本文と基本施策の内容は、私とほぼ同様の現状認識に立っていると思われまします。

第二番目の、少子化の背景と政策的対応の関係でございます。

この少子化の社会経済的背景と申しますのは、大変複雑であります。そう簡単に答えの出るものではないと思っておりますが、具体的施策との関連で考えますと、以下の二つの長期的な社会経済変化が重要ではないかと見ております。

第一の点は、かつては、いわゆる性別、役割分

業が支配的な時代というふうに特徴づけるとしますと、その中で、男性は職業労働、女性は家事育児に携わるといって一種の両立が可能であった。そういうふうにとらえられておりましたが、時代の変化とともに、女性の高学歴化、就業機会の拡大、男女の賃金格差の縮小などによりまして女性の就業率が増大し、就業意欲が強まり、その中で特に女性にとつて結婚、出産と仕事を両立する、言いかえれば、結婚、出産した後も仕事を継続するということが容易でなくなっております。そのため、あえて言えば、未婚で働き続ける人と、結婚して仕事を、あるいは出産をして仕事をやめてしまう人という二者択一的な選択を迫られるようになってきている。統計で見てもわかりますように、未婚で就労を続けている方はほとんど子供を産まない、そういう状況になっているわけでございます。そういう意味で、社会全体として、職業労働と家族形成、俗に、仕事と子育ての両立が容易でない時代が来たんだ、こういうふうには認識できるわけでありまします。

第二番目には、かつては、子供は親にとって家業の労働力、後継者、老後の保障、家の継承といった意味を持っておりました。言いかえれば、子供を持つということは結婚の前提であつて、ほぼ、子供を持つということがいわば選択の有無を問わない必然的なものであつた、こういうふうにとらえることができたかと思ひます。

しかし、戦後の高度経済成長を経て、いわば七割、八割がサラリーマンの社会に変わつてきております。その中で、子供が家の宝という意味合いは大変弱まっております。子供が親にとって持つ意味は、資料の2で示されておりますように、これは毎日新聞の調査ですが、子供を持つてよいことは、子供がいると家庭が明るくなる、子育ては楽しい、あるいは、子育てによって自分も成長できるといった心理的、情緒的な満足を与える、そういう存在として親にとって意識されている、そういう時代でございます。そういう意味では、

子供を持つということが現代の社会では選択的になつてきている。

その一方で、高度情報化社会によって高学歴が必要で、つまり職業労働を持つために長い年月の教育期間が必要で、そのために子育ての金銭的、時間的コストというものがかさんできているということがございます。それだけに、現代の親にとつては子供の経済的、心理的負担感が強まっている、こういうふうには認識できると思ひます。

繰り返しになりますが、そのことは、資料の2の表1の方は子供を持つことのよさ、そして表2の方は子育てで大変なこと、もちろん資料の1の方にもそういった同旨の結果が出ております。

したがって、少子化への政策的対応の中心というものは、この二つの問題、両立問題の改善ということと子育て負担感の軽減ということが二本の柱になるべきであるというふうに考えております。

その点で、第一の両立問題の改善に関しましては、本法案は施策の基本理念において、男女共同参画社会の形成と相まった、子育て環境の整備を旨とするというふうな述べて、基本的施策の最初に、雇用環境の整備、そして保育サービス等の充実ということを置いております。

第二の、子育ての負担感の軽減に関しましては、本法案は基本的施策で、地域社会における子育て支援体制の整備、ゆとりある教育の推進によっていわば子育ての心理的負担感を和らげ、そして生活環境の改善、経済的負担の軽減によって文字どおり子育ての経済的負担感を軽減する、そういう施策を掲げております。

以上のように、本法案は、少子化の背景と政策的対応の関係という点からも、おおむね納得できるものだというふうに思ひます。

第三の、少子化への政策的対応と高齢化への政策的対応の関係でございます。

日本は、社会保障全体の給付構造という観点から見ますと、子供、家庭に対する給付が大変小さい、それは絶対額においても、そして高齢者への

給付と比べても、先進国中最も小さい国の一つであるということがデータで示されております。

お手元の資料3に、図1の方は、横軸に現金給付、縦軸にサービス給付とございますが、要は、日本はその軸の両方の一番低いところの一群に入っております。それから、図2の方は、同じデータでございますけれども、高齢者に対する給付に比べて子供、家庭に対する給付が小さい、一番下の方から数えた方が早い、そういうところに位置するということが示されております。

しかも、これは社会保障でございますけれども、これに加えて日本の教育費、とりわけ大学教育のコストというものの個人にとつての負担というのは大変大きい、これも先進国の中では顕著でございます。こういったことが、今の日本は非常に子育てしにくい社会だという人々の評価につながっているのではないかとこのように思われるわけでありまします。

この点で、本法案が、内閣府のもとに高齢社会対策会議と並んで少子化社会対策会議、これは総理主宰のもとでさうですけれども、これを置くことで子供、家庭、子育て者への政策的支援の強化に努めようとするのは、社会保障におけるこのアンバランスな給付構造の変化、そして教育費負担の軽減に向けての大きな力になるものと考えております。

以上、少子化問題の現状認識、第二番目には少子化の背景と政策的対応の関係、第三番目には少子化への対応と高齢化への対応の関係という三点から見まして、私は本少子化社会対策基本法案に賛成するものであります。

ありがとうございます。(拍手)

○佐々木委員長 ありがとうございます。

次に、奥山参考人をお願いいたします。

○奥山参考人 おはようございます。まず、このような機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。私は、子育て支援のNPO法人びーのびーの代表をしております奥山でございます。

私は、現在、九歳、六歳、三歳の子供の母でもございます。地方出身で、こちら関東に出てまいりまして、大学卒業後十年ほど会社で働いておりました。社内的には第一号の育児休業を取得しましたけれども、仕事と家庭の両立が非常に難しく、退社をいたしました。その後、初めて地域と向き合いながら子育てをいたしますが、その大変さ、それから自分が今まで働いてきた働き方と子供を育てていく環境のギャップ、そういったものを感じながら子育てをしてまいりました。

そのような子育てのいわば支えられ感のなさ、そういった部分から、自分たちで地域に開かれた「おやこの広場びーのびー」を仲間の母親たちと立ち上げました。また、昨年ございました少子化社会を考える懇談会の委員も務めてまいりました。きょうは、基本的には少子化社会対策基本法案に賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

その理由として、三つの観点から、一つは少子化社会と総合的なその推進、それから地域三世代子育て支援の必要性とびーのびーの活動の観点から、それから子育てと働き方の見直し、この三点から述べさせていただきます。

まず、少子化社会と総合的な推進の必要性についてでございます。

次世代をどう育てるかとは国の育成に大変大きくかわる問題でございますが、今現在子供を育てている私自身にとっても大きな問題です。それは、私自身の子供が大人になっていき、どんな環境を残してあげるか、子供たちにどんな環境を残してあげられるかということが私にとっても重要な問題であるからです。

少子化社会というのはどんな社会なんだろう。もう既にその兆候はあらわれ始めていると思います。公園で遊んでいるのに静かになりとどなられる、一体どこで遊ばないでいいんでしょう。運動会のろしは上げないでくれ、近所の方が学校に申し入れをする。母親や子供に対して周囲の目が厳しい。外ではしかるのも笑うのも、周りを気に

してびくびくしているという母親。学年に一クラスしかない学校だったのが引越した、六年間同じメンバーでは子供がかわいそうだという親。日本は子供を生み育てやすい社会かという質問に対して、先ほど阿藤先生の御紹介もありましたが、四分の三の方がどちらかといえばそうじゃないというふうに答える社会。子供の声が聞こえない、聞こえても雑音としか受け取られない、子供にとって寛容でない社会、そんなことになっていくんじゃないでしょうか。出産、子育てというのは、本当に個人的な問題だと思いますが、社会のありようと無関係ではないということを申し上げたいなと思います。

また、さらにそれが進展していきますと、選挙権のない子供たち、それから発言力の少ない二、三十代の若い世代の人たちに物事が何か不利に進んでいくんじゃないかという危惧さえ覚えます。実際、社会保障の給付金の六八%が高齢者向けです。子供や家庭に対する給付はわずか三%。これは本当に諸外国に比べても少ない数字なんじゃないかなと思います。

今回、次世代育成支援対策推進法案、それから児童福祉法、育児休業、介護休業法、年金各法など、子育てに関連する各法を束ねる基本法が先生方の審議に上りましたことを大変うれしく思っております。これにより、子供、家庭支援の機運が、全国のあらゆるレベルで議論され、各地方自治体、企業を巻き込んだアクションプログラムに発展していく、そういった過程をぜひ見守っていただきたいというふうに思っております。

次に、地域三世代子育て支援の必要性とびーのびーの活動についてでございます。

私自身、両親は地方におりまして、自分の子育てを手伝っていただく環境にございませんでした。今、そのような核家族の親、それから地域に支援していただける、応援していただけるような環境にない方、非常に多くふえているというふうに思います。

私どもは、「おやこの広場びーのびー」を通

じて、親の就労の有無にかかわらず、親子の出会いの場というのをつくっております。ゼロから三の子供と親が集まるということで、育児休業中のお母さんたちもいらつしやいます。それから、これから幼稚園に入りたいというお母さんもいらつしやいます。それから、お父さんも、おじいちゃん、おばあちゃんもいらつしやいます。お教室のようなところではなくて、安心して家で過ごせるような日常性を、広場で私たちはできるようにしております。

また、家で一対一で、親子だけで子育てしておりますと、それはどんな一生懸命やっておりますお母さんでも行き詰まってしまう。二十四時間子供と一緒にいるのは、ちょっと、どんな方でも多分難しいだろうと思います。

子供にとっても親にとっても、いろいろな関係性の中で人間関係をはぐくんでいくというのがとても大事だと思います。広場では、疑心的なおじいちゃん、おばあちゃんの手、地域のボランティアの方、学生の方、いろいろな方がかわつてきます。広場に来ると、皆さん思われると思います。が、どのお母さんがどの子供の親だろうと。それがわからないぐらい、子供はいろいろな人のところに行つて遊べるようになるんですね。そういった環境が今はないんです。昔だったら、地域にありましたよね、井戸端的な環境が。でも今は、隣に住んでいる人がどんな人かわからないような、そんな環境で子育てをしております。

また、親は、学ばうと思ってもなかなか学べる環境がないんです。本を見て学ぶのではなくて、隣にいるお母さんがどんなふう子に育てをしてい

るんだらうか、どんなふう子に離乳食を食べさせているんだらうか、半年たつたらこんなふう、一歳になつたらこんなふうというふうに、先

の見通しが立てられるということが大事だと思います。

また、ここにかかわっているおじいちゃん、お

や喜びや、そういったものを得ていらつしやる。自分がやってさしあげるというよりも、一緒に、何かその広場で居場所を見つけて活動なさっているというふうに見えております。新たな身内、血縁関係ではない新たな身内を地域につくる、それが地域三世代というキーワードではないかなというふうに思っています。それをこの広場で実現していきたいというふうに思っております。

また、地域では幼稚園、保育園ガイドを発行しております。広場に來る、これから保育園にお子さんを預けようと思つていらつしやる方、幼稚園に行こうと思つていらつしやる方、また多様な在宅でのワークなどもございますので、どんな、私に合った幼稚園、保育園があるんだらうというようなことも、私たちはNPO法人ですから、幼稚園のことも保育園のことも、またそれとは別のサークルの情報なども横断的に地域の情報をお伝えすることが出来ます。それがNPOのよさ。行政の縦に対して、横の役割というのを担っていると思います。

また、いろいろな世代が、学生さんから七十代まで、赤ちゃんと触れるということが本場に命の尊厳というか、こうやって自分たちも慈しまれて育つてきたんだということを学生さんたちが見ていくというのは、とてもいい機会だというふうに思っております。

また、私たちはこの活動をこの広場だけにとどまらず、横浜十八区それから神奈川県、それから国全体、日本国全体として、さまざまな緩やかなネットワークづくりをしています。昨今のメールでも、地域福祉計画を各地でどんなふう策定しているか、皆さんはどんなふうにかかわっているかという議論が活発に行われていました。そのように、若い世代はITで全国津々浦々つながりながら、子育てのことというのがどんなふう全国で展開しているのかを見えています。横浜市のネットワークでは、政策提言も昨年いたしました。それを評価されて、昨年は調査研究も共同いたしました。そのように私たち当事者、親自身も社会

に対して発信していくというのが必要だというふうに思っております。

私たちはこのような活動をしながら、今回の法案が地域社会における子育て支援体制の整備、保育サービス等の充実、ゆとりある教育の推進、教育及び啓発といった考え方に基本的に合致し、私たちの活動をさらに推進していただける法案だということに感じております。

また、第三に、子育て中の働き方とその見直しについてです。こちらは資料をちょっと手元に御用意しましたが、「子育て支援策等に関する調査研究」、これはことしになって、一月―二月で調査した内容ですから、非常に新しいデータになっておりますが、おめくりいただきますと、二ページ、「男性を含めた働き方の見直し」のところでは、「父親も、家事や育児を、仕事と同等かそれ以上に優先させたいと希望しているが、現実には仕事を優先せざるを得ない状況」、それから「子どもが生まれて、労働時間を減らしたいという希望をもった父親は約三割もいるが、実現させることができた父親は六・五%」、また「父親が、子育てに比べて仕事を重視している家庭では、母親が「配偶者と意見が合わない」、「仕事や自分の時間がとれない」など」というような悩みを抱えています。

私たちも広場で子育ての悩みというのを聞いているうちに、それは子育ての悩みではなくて夫婦間の悩みとか、意識のギャップであるということに気がつくことがございます。このように、基本法案の第一項で、第一義的な責任を家庭は果たすことというところが記載されておりますが、今、父親がなかなか帰ってこない現状では、そのような働き方を見直し、父親も家庭に早く帰してほしいというふうに感じております。

以上、この少子化社会対策基本法が、先生方の審議の上に早急に成立し、社会的に緊急性を喚起し、あらゆる分野で議論され、次世代を担う子供たちにとっていい環境を提供できるよう、ひいてはすべての生活者にとっても子供のいる社会が明

るく展望を持ったものになれるよう希望いたします。まさに、介護保険に続き、子供、家庭支援に対する夜明け前というような期待を持って、審議を見守っていきたいというふうに考えております。

どうもありがとうございます。

〇佐々木委員長 ありがとうございます。

それでは次に、米津参考人をお願いいたします。

〇米津参考人 よろしくお願ひします。

私は、この法案に反対し、廃止を求める立場からお話をさせていただきます。

その廃止を求める理由を、最初に三つ申し上げます。まず、この法案は、人権を尊重する国際的な流れに逆行しており、女性の基本的な人権を侵害するおそれがあります。次に、不妊治療を少子化対策の中に位置づけるべきではないということです。三つ目に、この法案は、人口問題に関する国際的な視点を保持していません。

順番に内容をお話しします。

五月二十八日のこの内閣委員会で、法案を提出された議員の方々が、これは、人口政策として子供を産めと強制する内容ではない、あるいは、本人の自己決定を妨げないというふうに発言しておられました。しかし、そういった文言は、この条文の中には全く書かれていません。むしろ、前文で、少子化に対する危機感を非常に強く書かれた後で、少子化に歯どめをかけるというような文章がございます。

また、法案の外側では、四月に開かれた自民党の少子化問題調査会で、九七年に行われた人口問題審議会の提言、これが、結婚するしない、産む産まないは個人が決める問題だというふうにしたことが非常に問題だという発言がたくさんあったというのを報道で知りました。

め的人口政策として機能するのではないか、そういうことを私は大変心配しています。

人口政策というのは、公の利益が優先されて、その結果、個人の権利が侵害される、制限されるということが基本にあります。そこでは、人間の数をふやしたり減らしたりというだけではなくて、産んでいい人、産んでは困る人、生まれてよい子供、生まれてはよくない子供というふうにより人間を選別する優生政策がついて回ってしまっています。これは、特別な人間に向けられるのではなくて、人口政策というのは国がその国に住む国民に向かつてやるものですから、だれもがその対象の中に入るわけです。日本の政策がまさにそのようなものでした。

まず、明治時代に刑法墮胎罪が制定されて、現在もあります。戦前は、産めよやせよという政策のもとで、避妊の方法を普及することすら非合法でした。日本で初めて女性の国会議員になられた加藤シヅエさんは、まさにその避妊法の普及活動のリーダーでいらしたために弾圧されて、投獄もされていきます。加藤さんは、もう一昨年に亡くなられたんですが、最晩年まで、この少子化社会対策基本法案がどうなるのかという行方を大変懸念していらしたと聞いています。加藤さんの信念が、女は国のために子供を産むのではないというものでしたからだと思います。

戦後になりました、一九四八年に優生保護法という法律ができて、条件つきで人工妊娠中絶を合法化したんですけれども、これも、母性保護という名目がありましたけれども、人口を急いで減らさなければならぬという国策の一環であったことも確かです。

優生保護法は、中絶の合法化と同時に、病氣や障害を持つ人に子供を産ませない目的でも機能しました。ハンセン病訴訟でその一端が明らかになっていますが、この法律が定めた優生手術、優生上の理由に基づく不妊手術ですが、これによってたくさんの方が子供を持つことを奪われました。

九六年にこの優生保護法は改正されて、優生事項が削除されて現在の母体保護法になりましたが、そのときにも国は、今述べたような優生保護法のもとでの人権侵害について、広く反省を表明して、国民に対して、障害者に対しての差別はしないということを明らかにするということをやっています。そして、被害者に対しての謝罪、補償というのをも全く行っていない。過去に同じようなことがあったドイツやスウェーデンやカナダでは、その補償が行われております。

私は、過去のことを言っているのではなくて、過去にあったこのような人権侵害を伴う人口政策が、九六年、九六年まで優生保護法があったわけですから、そんなに最近まであった、そのことについて、このようにこの国はまだ清算していない。公の利益のために個人を侵害してしまふ、産むことを奪うというようなことに対して反省をしていない。公と私といいますが、国と個人の利益というものをどういうふうに位置づけるのか、どうやって折り合いをつけるか、そうした議論もほとんど行われていないと思います。そういう中でこの法案が成立するということから、やはりこれは産ませる人口政策になってしまっているのではないかと、そういう危機感をぬぐうことができないんです。

国際社会は、とても長い時間をかけて性や生殖、人口あるいは人権の問題を考えてきました。女性差別撤廃条約、これは一九七九年にできたものですが、子の数と出産の間隔を決定する権利を女性にも認めました。また、九四年にカイロで開かれた国連の国際人口・開発会議の行動計画では、リプロダクティブヘルス・ライツ、性と生殖に関する健康・権利の重要性が提唱されました。この中で、人口問題を解決するには、国が強権的に頭ごなしに行うのではなくて、妊娠、出産の調節について個々のカププルと個人の意思を選択をゆだねる、そのことが重要であるということが言われ、それが現在の国際社会の共通認識になっています。

日本政府は、法的拘束力を持つこの女性差別撤廃条約を批准しておりますし、カイロ行動計画にも同意していますので、ぜひそのことを思い出しただきたいと思っています。

また、国会でも、九五年、九六年、二〇〇〇年に、それぞれ優生保護法、母体保護法の一部改定の際に附帯決議を行って、リプロダクティブヘルス・ライツの推進をうたっています。詳しくは、私の資料の後ろの三ページを見てください。

少子化社会対策基本法案は、少子化の進展に歯止めをかけることに熱心な余り、こうしたことを忘れて逆行してしまうのではないかと心配しておりますので、日本がこのような責任ある決定を下して推進してきたことを思い出しただきたいと思っています。

次に、不妊治療を少子化対策に位置づけてはいけないということです。

この法案は、全体に書いてあることがとても抽象的な部分が多いのですが、その中で、不妊治療に関してだけは大変具体的になっています。

しかし、まず、不妊の問題を少子化対策という枠組みの中で扱うことは、まるで不妊の方たちが少子化の原因の一端であるかのような間違った印象を与えます。このことで、不妊に悩む人が傷ついたり、あるいは不妊治療に駆り立てられるのではないかと私は心配しております。不妊当事者の自助グループ、フィンレージの有志の意見書にも、「なぜ、この項目が少子化社会対策基本法に含まれるのでしょうか。私たちは危惧でいっぱいなんです」と書いています。「子どもを持たせない人、持たない人にまで無理に子どもを持たせようとするような法律はおかしい」と書かれています。

厚生省やフィンレージの会の調査によっても、不妊治療というものはそれほど有効なものではなく、何度も繰り返し治療を受けた方たちも含めて、三割程度しか実際には子供を得られません。でも、この法案を読んでいると、不妊治療は実際以上に有効であるというような誤解を増幅するように思います。

私は、フィンレージの会の会員でもあります友人から次のメッセージを託されましたので、読み上げます。

不妊治療には身体的なリスクがあります。成功率も決して高いとはいえません。排卵誘発剤の副作用でつらい思いをし、それでもなお「治療をやめることを周囲が許してくれない」という理由で治療を続けている方もいます。そうした中、この法案は、「治療をして子どもをもつくったほうがよい」という圧力を強めるのではと考えます。不妊の人への支援は、治療だけではなくありません。治療を受けたい選択、治療をやる選択、子どもをいらない人生への支援など幅広いものであり、子どもをいらない人がそのままで受け入れられる社会づくりが不可欠です。「治療」のみを突出して法律で扱うことに、私たちは大きな不安を感じます。

というメッセージです。

不妊の人への支援は確かに必要です。でも、それはそれで別にちゃんと設けてほしいと思います。断じて、少子化対策の手段にすることは受け入れられません。このような不妊の問題の扱い方からしても、この法案が、女性に産ませるための法律になるのではないかと強い印象を受けます。

三番目に、この法案が、国際的な視点を持って人口問題を考えていないのではないかとということです。

世界的な規模で見ますと、人口問題というのは、いかに増加を抑制するかということです。人口が減るといことは、むしろ、食糧や貧困やエネルギーや環境問題、そういった問題を解消する上で重要な、そして不可欠な要因と考えられています。しかし、そのような視点がこの法案にはありません。やはり日本という限られた地域であつても、地球規模の問題に照らして、この国の人口はどうあるべきかということを考える視点があつてもいいのではないのでしょうか。そして、人口が少ない国というのを、マイナス面ばかり

りを強調するのではなく、それを事実として受けとめて、いかにプラス面を引き出すかということも必要だと思っています。プラス面もあるではないかということを書いてある人口学者もおられると思います。

以上、私がこの法案に反対する理由を申し上げました。

では、国は何もしなくていいと言っているのかというと、そうではありません。やはり、国は国としてすべきことがあると思います。まず、どうしても法律をつくらなければ対策ができないと言われるならば、提出議員が二十八日におっしゃったようなことを、法案の中に、条文の中に明記してほしいと思います。少なくとも次のことは必要だと思えますので、読み上げます。

まず、生殖における個人及びカップルの自己決定を妨げないこと。次に、リプロダクティブヘルス・ライツを尊重すること。それから、育児の責任は女性と男性両方が担うべきものであると、社会がそれを支援すべきということ。それから、国と企業は、男性が育児の責任を果たせるように、また、女性が職業を持ちながら妊娠、出産、育児ができるように、必要な制度整備の責任を負うこと。以上のことを法律の中には書いてほしいと思います。

次に、リプロダクティブヘルス・ライツを確立してほしいと思います。

リプロダクティブヘルス・ライツを確立してほしいというふうに言いますと、産まない選択だけを求めているのかというふうに誤解されることがあるんですが、それは全くの誤解です。女性に対して子供を産めという圧力が強い社会では、産まないという選択が必要だということを大きな声で言わなければならないんですが、本来は、産むことも産まないことも、その選択、そしてそれを実行に移すときに、そのどちらかが支援される、選択が保障されるということを求めているのがリプロダクティブヘルス・ライツです。

今、この国では、未婚で子供を持つとした

り、障害や病氣を持っている人が子供を持つとすると、決して歓迎されません。それは、非常にその人たちのリプロダクティブヘルス・ライツを侵害していると思いますので、どういう場合でも、子供を持つことに対して、大丈夫だよという支援を私は欲しいと思います。そういう意味でこれを言っております。

当然のことなんですけれども、女性は、子供を産むときだけ大切にされるべきではなくて、生涯にわたってその健康が保障されるべきなんです。この生涯を通してという考え方も、リプロダクティブヘルス・ライツの基本にありまして、厚生労働省も、そちらで、生涯を通じた女性の健康支援事業というのを推進していると思います。ぜひ、その内容を一層充実していただきたいと思うんですが、例えば、どういうことを特にしてほしいと思うかといいますと、若い世代が、性や生殖のことは、そして避妊や感染症、子供を産むことあるいは産まないことに関して相談をしたり、その手段に気軽にアクセスできる相談室あるいは相談所のようなものを全国津々浦々に設けていただきたいということです。このような若い人たちに對する情報提供、教育の場というものがあつて初めて、若い世代であろうと年配の人であろうと、責任を持つて産むか産まないかの自己決定ができると思うからです。

最後に、子供を持つとする人の負担を軽減してほしいと思います。

さつき阿藤さんもおっしゃっていましたが、子供を欲しいと思う人はいるのに希望の数だけ産むことができないというのが、現在の日本の現状です。それにもさまざまな理由があるということを阿藤さんがおっしゃっていましたが、例えば、さつきも言った、婚姻外の子供に対する差別があるということも大きいと思います。日本は、シングルで子供を産んでいる人が非常に少ない、欧米諸国に比べてとても少ないんですね。

それから、子供のしつけや教育、健康に関して、親、特に母親の責任が非常に強調されていま

す。その中で、出生前診断の技術が開発されてい
て、そのことが、病気や障害を持たない健康な子
供への志向を強めているように思います。子供を
持つことは責任が伴うというのは確かだと思いま
すが、健康な子供を産んでいい子に育てなければ
母親の資格はないと言わんばかりのこうした圧迫
感やプレッシャーが、子供を産むことにブレーキ
をかけ、そして子供を育てることに夢を持てなく
させている要因であると私は思います。

国が行うことは、子供を持たないあるいは持て
ない人にまで無理に持たせようとするものではな
くて、子供を持たい人が持てるようにする、そ
の人の負担や不安を取り除くことだと思いま
す。それには、まさに、さまざまな差別をなくし
て、女性の人権を高める、そうした施策を行うと
いうことに尽きると思います。子育てと仕事の両
立、そういうことがちゃんと確保されている国
の方が人口の問題は望ましい方向に向かっている
という傾向があるということも参考にしていただ
きたいと思います。

産みたい人が産める環境をつくるには、国は、
このように、やるべきことがたくさんあります。中
でも、産もうとする人、生まれてくる子供に条件を
つけたら、育て方や家族のありように画一的な価
値観を押しつけるのではなく、多様な生き方を認
めて、すべての生まれてくる子供と子育てをする
親たちを全力で支えるぞという姿勢を私は見せて
ほしいと思います。

最後に、この法律がもし通ってしまうならば、
あるいは少子化社会対策ということが今後も行わ
れていくならば、女性に対して子供を産めという
圧力を高め、産まない選択をする女性に対して非
難が強まること、産めない女性に対して圧力が増
大することがあってはいけないということを強く
訴えたいと思います。

以上です。(拍手)

○佐々木委員長 ありがとうございます。

次に、金澄参考人、お願いいたします。

○金澄参考人 私は、日本弁護士連合会の中の両

性の平等に関する委員会の副委員長をしておりま
す。金澄です。きょうはどうぞよろしくお願いいた
します。

両性の平等に関する委員会とは、女性に関係す
る問題についての専門委員会です。お手元に、私
どもの委員会が中心となって作成し、日弁連が二
〇〇一年に公表いたしました本法案に対する意見
書と、本年五月に出しました日弁連会長の声明を
お渡ししております。重複してお持ちの先生方も
いらつしやるかもしれませんが、再度目を通して
いただければ幸いです。

私は、本日、基本的には、本法案が大幅な修正
が必要であるという観点から意見を述べさせてい
たきます。

それでは、本日お配りした要旨に従って、本
法案の条文を基本的に意見を述べさせていただきます。

まず第一に、本法案は、妊娠、出産に関する女
性の自己決定権を尊重するという基本的な視点に
欠けております。

少子化に対する対策は、女性が子供を産むよう
にするということに尽きるわけですから、基本的
に人口政策になりかねない危険性を持つておりま
す。妊娠、出産は、女性の最もプライバシーにか
かわる問題であり、また女性の生き方の選択にか
かわる問題ですから、そこに国が何らかの影響を
与えようとする施策を講ずることは、もともと非
常に危険な側面があることは否定できません。そ
れでも少子化対策として何らかの施策をとるとい
うことであれば、その内容が女性の自己決定や女
性の選択を尊重し、それを損なってはならないと
いうことが大前提になってまいります。したがっ
て、本法案の中にもこの前提が基本理念として明
確に記載される必要がございます。

このような視点は、少子化に対する議論を行っ
た人口問題審議会でも明確に述べられておりま
す。すなわち、平成九年十月の報告書によりま
す、「妊娠、出産に関する個人の自己決定権を制
約してはならないことはもとより、男女を問わ

ず、個人の生き方の多様性を損ねるような対応は
とられるべきではない、ということが基本的な前提
である。」というように述べられております。国
際的にも、一九九四年の国際人口・開発会議、い
わゆるカイロ会議ですけれども、ここにおいて、
人口問題は女性の選択が基本であり、女性の選択
をサポートすることの重要性というものがる述
べられております。

このように、妊娠、出産についての女性の自己
決定を尊重することが国際的な流れであり、既に
国際社会の中でも確立された考え方です。した
がって、本法案中の施策の基本理念の中に、女性
の自己決定権の尊重が大前提となっているとい
うことを明記するとともに、少子化社会に対する対
策が女性の自己決定権、特に結婚、妊娠、出産と
いうライフスタイルの選択を損なってはならない
ということを明記していただきたいと思います。

次に、二点目です。少子化対策の施策は社会環
境の整備を中心に講ずるということ、施策の基
本理念の中にきちんと書き入れていただきたいと
いうふうに思います。

本法案の前文、二条の基本理念、六条の国民の
責務の三カ所に「家庭や子育てに夢を持ち、」と
いう文言が入っております。このことは、提出の
先生方が、国民の結婚観や価値観の変化が少子化
の原因であり、少子化対策のためには国民に対し
て家庭や子育てに対する意識の変革を求めている
ようにも読み取れます。

しかし、さきにも触れました人口問題審議会の
報告書では、少子化の背景を、個人の生き方の多
様化、女性の社会進出とそれを阻む固定的な男女
の役割分業や雇用慣行であるというふうに分
析しております。つまり、個人の生き方、価値観の多
様化と並んで、仕事と子育てや家庭の両立が困難
な社会環境が原因であるというふうにも言えるわ
けです。

前者の個人の生き方、価値観の多様化は避けら
れませんが、個人の自己決定に対してそもそも国
は関与することができないのですから、国が行う

べき少子化対策としては、必然的に後者の、性別
役割分業と雇用慣行を解消すべきなどという、仕
事と子育てや家庭の両立に向けての社会環境の整
備ということに尽きるようになります。平成十年
十月三十日の少子化への対応を考える有識者会議
働き方分科会の報告書というのがございますが、
その中でも、政府や社会が少子化への対応にか
かる際の基本姿勢は環境整備であるというように
明記されております。

実際、諸外国を見ましても、いわゆるババク
オータ制、父親割り当て制というふうな日本語で
は訳されると思いますが、男性にも育児休
暇をとることを推し進めたスウェーデンを初めと
した北欧や、女性の就業率が高く夫の家事分担が
多い国、すなわちいずれも男女共同参画社会の形
成が進んでいる国と言えるところですが、その
ような国ほど出生率が回復してきている、出生率
が高くなってきているということがわかっており
ます。

したがって、少子化対策の施策としては、男女
ともに仕事も家庭も両立させるという男女共同参
画社会に向けての社会環境の整備にあるというこ
とを、二条の基本理念に明確に入れていただきた
いと考えております。

三点目です。今の二点目とも若干関係をいたし
ますけれども、六条の国民の責務の中に「家庭や
子育てに夢を持ち、」というふうな規定した部分
がございますが、この部分については削除すべき
であるというふうな考えがございます。

この責務は、結婚、妊娠、出産というライフス
タイルに対する国民の価値観、生き方に対して、
一定の考え方、価値観を持つことを一律に国民の
責務とするものでして、国民の自己決定権を尊重
するという考え方には相反しております。さら
に、国民の内心に踏み込む可能性もありまして、
憲法十三条の個人の尊重、十九条に定める思想信
条の自由に反する可能性もございます。

さらに、結婚して子供のいる家庭という一つの
家族像を理想とすることを政府が強調するもので

して、一九八九年の国連総会で採択された国際家族年宣言、政府は、家庭にかかわる施策の遂行において、唯一の理想的な家族像の追求を避けるべきであるという精神にも反するものになります。したがって、国民の責務の中から「家庭や子育てに夢を持ち」の部分は削除すべきであると考えております。

次に、条文としては若干さかのぼりますけれども、二条については、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」との文言が入っております。もちろん、子育ての責任が第一次的に両親にあることは当然です。しかし、何度も触れておりますとおり、人口問題審議会の報告書の中に、育児の負担感、仕事との両立の負担感が少子化の要因として挙げられていることからすれば、親の責任を書き加かりては親の負担感を増すだけで、逆効果です。

したがって、親の責務の規定に加えて、親の負担を軽減するための環境整備という観点からの国の責任も重要になってまいります。例えば、労働時間、残業時間の規制を初めとする労働環境の整備、経済的負担を補う児童手当、教育費の負担軽減のための奨学金制度、そのようなものがいろいろ考えられます。

したがって、子育てについて国が個人を援助する、子育ての環境を整備するなどの方法により、国にも子育ての責任があるということを明記すべきです。このような規定の仕方は、我が国が批准しております子どもの権利に関する条約第十八条二項にもありますので、本法案においても、少なくとも、同条約の規定程度には明確に国の責任を条項に入れていただきたいというふうに考えております。

五項目です。十七条には、国民に対する教育及び啓蒙の内容として、生命の尊厳や子育てにおいて家庭が果たす役割というものが入っております。生命の尊厳については、前文でも「生命を尊び」という文言が入っております。生命が重要であること自体には何ら異論はございません。

ども、生命の尊厳を強調するということは、母体保護法改正論議の際に、経済的理由による中絶条項の削除を主張する方々が根拠として使われたものです。人口政策と微妙な関係にある少子化対策の中でこの言葉を使うことは、女性の出産についての自己決定権を否定する方向につながりかねない懸念がございます。

また、子育てにおいて家庭の果たす役割を特に教育、啓蒙の内容として掲げるとは、少子化の原因が仕事と家事、育児の両立の困難性や子育ての負担感にあることからすれば、育児の責任を家庭の内部に押しとどめようとするようにも読み取れる文言でして、少子化対策としては逆方向と言わざるを得ません。

六項目として、基本法の規定の仕方として均衡を失していると思われる幼稚園と不妊治療について述べます。

十一、二条において幼稚園の果たす役割が特に一項を設けて強調されておりますけれども、少子化の要因が仕事と家事、育児の両立の困難性にあることからすれば、幼稚園よりも、待機児童が多い保育園や学童保育の充実こそ強調されるべきです。さらに、十三、二条で規定している不妊治療に対する施策は、女性の出産に対する自己決定権に微妙な影響を与える問題であり、正常出産に対する健康保険の適用もない現段階においては、時期尚早であると言わざるを得ません。幅広い国民的議論を待った上で、慎重な審議が必要であると考えております。

最後に、第五条、十條に「子どもを生み育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう」という文言が入りまして、十二條にも「子どもを生み育てる者」という文言がございます。これは、女性のみを指すものではなく、当然男性をも含むものであるというところを明らかにしていただきたいと思っております。

「生み育てる」と一言でなっておりますが、男性も子供を育てることについては主体的になって

いただいて、仕事と家庭の両立を図ることが男性でも可能にならない限り、女性の子育ての負担感、仕事と子育ての両立は図ることができません。女性のみならず、男性の仕事と家庭の両立を可能とする施策が求められております。それこそが男女共同参画社会の実現に向けての施策となり、ひいては少子化対策の方向となるものだと思います。

以上、このようにする申し上げましたけれども、本法案については、基本的理念のところに欠けている視点があると言わざるを得ません。その点については、これまでの審議の中で当然の前提であるということが何度か繰り返されてきておりますが、当然の前提であれば、それをきちんと入れていただくということが基本であるというふうに考えております。

以上です。（拍手）

○佐々木委員長 ありがとうございます。以上で各参考人からの意見の開陳は終わりました。

○佐々木委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。奥山茂彦君。

○奥山委員 私は、自由民主党を代表いたします。本日、四人の参考人の先生方、本当に御苦労さまでございます。ひとつよろしくお願いを申し上げます。奥山茂彦君。

そして私は、質問の内容から、阿藤参考人とそれから奥山参考人に主として質問させていただきます。と思いますが、よろしくお願いを申し上げます。

近年、我が国は、少子化傾向がとみに速くなっておりまして、このスピードはまさにもう世界で最速の状態になっておるのではないかと思います。国の将来に重大な危機感まで持たざるを得ないというようなことで、我が党といたしまして、森総理を中心にしながら、もう大臣経験者初

め元総理大臣まで全部入れまして、党内でこの論議をさつちりとやっていくということ、現在スタートさせているわけでありまして。

そこで、安心して子供を産み、安心して子育てができる、そんな社会を目指していくということは当然であるわけでありましてけれども、ただ、阿藤参考人がおっしゃったように、子育てのしにくい社会に現実には今我が国もなっております。これは、あらゆる論議を重ねましても我々は非常に強く感じてきたわけでありまして。

そういったことで、このたび少子化対策基本法というものを取りまとめたわけでありまして。その施策を推進する立場から、我々は、おおむね五つのことで取りまとめたまいりました。

一つは、各分野ごとに各省庁で講じられてきた子育て支援策が、これまで政府側ではばらばらに行われてきたわけでありますので、対策全般にわたって基本的な理念を定めて、社会全体のあり方にかかわる改革を総合的に推進しなければならぬかと思っております。

さらにまた、二番目として、国家として重要政策の多くは基本法で制定されておって、二十数本の基本法がこれまで制定されてきたわけであります。基本法によって、改めて少子化への対応が国の重要施策として認知されて取り組まれる必要があるんじゃないかと思っております。

さらにまた、三番目として、これまでではどちらかというと、政府は、高齢社会対策基本法の制定や高齢者対策に手厚い社会保障制度などに重点を置いてきたわけであります。しかしながら、子育てが非常に重要な問題であるということによって本基本法を制定することによって、またバランスのとれた少子高齢化社会というものができていくのではないかと思います。

さらにまた、四項目といたしまして、国、地方の公共団体の責務のみならず、事業主や国民の責務を定めた上で各施策の基本的な方向を定めて、少子化等の問題が個人の問題だけではなくして社会全体の問題として広く認識されて、多くの子供

の子育ちへの理解と関心を高める必要があるんじゃないかと思ひます。

さらにまた、五項目といたしまして、内閣総理大臣を長とする少子化社会対策会議というものが設置され、各府省が適切な役割分担のもとで、各種施策の重複を避けながら効果的な対策の推進を図る必要があるんじゃないかと思ひます。

五項目挙げましたこの点につきまして、阿藤参考人と奥山参考人から、どのように評価をされるかというところをお尋ね申し上げたいと思ひます。

○阿藤参考人 今の御質問にお答えします。

今の御質問の五項目でございますが、これは、私自身が先ほど陳述させていただいたこととほぼ重なることとございまして、基本的にそれぞれ納得のいく視点だというふうに思ひます。

一つは、一・五七ショック、一九九〇年ですが、それ以来散発的に申しますか、各府省、特に厚生労働を中心としてばらばらに施策が進められてきたわけでございまして、なかなか総合的視点といひますか、そういうことがはつきり目に見えてこないという点でも、これはぜひそういう基本法をもつて全府省、全施策がこれにかかわって行くということが目に見えるような形にひとつつぎひしていただきたいというふうに思ひます。

それから、基本法でございしますが、これは私の知るところでも、例えば男女共同参画社会基本法とか、あるいは高齢社会対策基本法とか、私の関心を持つ分野でもそういうものがございまして、それによって逆に国家的な取り組みが進むというふうに理解しております。この点も、やはり全体的にそういう視点が強まり、施策が強力に進められる一つの機縁になればというふうに私自身は感じております。

三項目の、高齢者あるいは高齢化対策と少子化対策と申しますか少子化対策の関係は、これは私申し上げたところでございしますが、私自身、今厚生労働省の社会保障審議会の委員でもございまして、二十数名の委員の中でさまざまな議論

論がございまして。どうしても議論が高齢者の医療、年金、福祉と介護、そういう分野に偏りがちでありまして、どうも子供、子育て、家庭を代弁する声が弱い、そういうことを常々感じておりまして、私自身あるいは二、三人の方が一生懸命声を出してそういった推進をお願いする、そういうことでございまして。ということで、この点でも私の認識は同様でございます。

それから、第四項目の国、地方等でございますが、これはやはりいろいろなレベルで認識を深めていく、そして総合的な施策を進めるという点でも大変重要だというふうに思ひます。

それから、最後の、総理を代表とする少子化対策会議というものが設けられる。これもまた、おっしゃるとおり、強力な施策を進める上で大変重要だというふうに思ひます。

○奥山参考人 それでは、五項目、大体まとめてお話をさせていただきたいんですが、現在、もう子育てをするのが非常に大変な地域社会になっているというところをやはり申し上げたいと思ひます。

例えば、地域福祉計画を策定しようといつても、地域の社会福祉協議会が高齢者、障害者が中心であつて、子育ての委員会すらないというような状況があります。この状況でどうやって子育ての協議会をつくっていくか、計画をつくっていくかとするのでしうか。やはりこれだけ転出入の多い、若い世代が流動化している中で、地域に発言力を持つていくというのはなかなか難しいです。

また、私たちは、子育て支援のいろいろな分野を調査しますと、保健センターでは保健センターの子育て支援があり、それから生涯学習の方では生涯学習の方で子育て支援、母親クラブ支援があり、保育所、幼稚園、それぞればらばらにやっております。また、市役所についてもそれぞれ担当部局が分かれております。私たちはどこに何を話したら総合的に子育てのことを考えていたいただけるのか。本当にたらい回し状態なんです。

普通のお母さんは、もうあきらめてしまひます。もう小学校に子供が入つたらいいや、あきらめちゃいます。それで、次に子供が生まれた人たちに、頑張つてね、私も苦労してきたのよと。そうやって順番順番に送ってきたのが、ツケが回ってきたんじゃないでしょうか。

私たちはNPO法人をつくりまして、自分も大変だったけれども、これから子供を産みたい、産もうと思う人たちに何が支援できるかということを行行政の人たちと一緒に考えていきたいと思つて、ネットワークをつくつています。それにはぜひ、法的な根拠なり、全体としてこういった方針があるんだと国が姿勢を見せていただかないと、周りが動かないです。

特に、企業も、こういう雇用情勢ですから、働けるものなら残業をさせたいと思つてしう、三十代のお父さんたち。ぜひ子育てに必要な時期にやはり父親がいなければ、子供たち、やはり父親の役割、母親の役割ということもあるでしう。地域の役割といふこともあるでしう。そういった全体的な見通しといふものを法的につくつていただかないと、もうこれ以上やはり待てないんじゃないかといふのが、少子化社会を考える懇談会の意見でした。もう分析はいい、これからは行動じゃないかといふような、そういう話になった。私たち自身も、もう本当に待てないというふうな感想でございます。

以上です。

○奥山委員 ありがとうございます。

恐れ入りますが、時間が余りありませんので、ちよつとかいつまんで申し上げますので、ひとつよろしく願ひします。

本委員会ですと議論がなされてきたわけでありまして、一部から、法案はやはり修正すべき、またきょうの先生方の話でも意見がかなり割れておるわけでありまして。今度の法案をまとめるに当たつて、超党派の議員連盟ということで議員から出されたということで、最大公約数をとるという形でまとめられたわけでありまして。なおかつ、そこで修正をするということに対して、我々は、いかにかなと思ひながら聞いておつたわけでありまして。

次に、女性の自己決定権ということで、結婚をするしない、子供を産む産まないを決定する権利といふものの視点が欠如しているという話がありました。本来、このような話といふものは、憲法で保障をされているものでありますから、わざわざここに改めて記す必要があることは少し問題ではないかと思ひます。

特に、また「家庭や子育てに夢を持ち、」という言葉が非常に問題視されているわけでありまして。本基本法の第六條の規定は、国民に家庭や子育てに夢を持つことを押しつけるもの、あるいは家庭や子育てに夢を持つという一定の価値観を押しつけるというような主張があるわけでありまして。

そこで、「生命を尊び、」そして「生命の尊厳」といふ文言は、これは中絶の権利を奪うといふもので削除すべきという主張が先ほどからもあつたように思ひます。生命が尊重されるべきということとは、人間社会として当然でありますので、これをわざわざうたわなければならぬということに我々は少し疑問を感じているわけでありまして。

ちよつともう少し続けますと、児童虐待やいじめといふものが非常に深刻になっている中において、なおさら「家庭や子育てに夢を持ち、」という言葉が生きてくるんじゃないかと私は思ひます。

さらに、不妊の問題が強調され過ぎているという主張もありました。しかし、子供を持ちたいにもかかわらず子供に恵まれない人にとつては、これは非常に切実な問題であります。こういったことに関して、やはり情報の提供や相談あるいは研究等の対策は、当然行われなければならないと思ひます。

決して強調され過ぎていふようには思へないわけでありまして、こういった点につきまして、不妊に悩んでおられる多くの方々の意向も

我々は酌んでいただきたい、こういうことで、奥山参考人にお尋ねをしたいと思ひます。

○奥山参考人 まず最初に、「家庭や子育てに夢を持ち、」というところなんですけれども、もちろん、こういったことを強制するというものではないのではありませんかと思ひます。先ほども環境という言葉が大分出てきたと思ひます、社会環境を整えるということに決して反するものではないんじゃないか、そういったものに夢を持てる環境を整備するという理解でよろしいんじゃないかなというふうに思ひます。

なかなか家庭のことというのは、別に学校で教わるわけでもないですし、それこそ私たちNPO法人として、地域でその辺を三世代でどんなふうにかの世代に伝えていくのか。お母さんたちが地域でどんなふう活動しているのかという、背中を見せていくじゃないですけども、そうやってはぐくんできていくような、そういう地域社会をつくっていくというふうな思ひで思ひます。

それから、「生命を尊び、」のところなんです、このことから優生保護だとかいろいろ問題に波及するのとかどうかというの、私も、どのように読むかということについては専門家の皆さんにお任せしたいというふうには思ひますけれども、やはり子供を産む、それから自分自身、父親自身も母親自身も自分の体を大切にするというような、そういった観点からも、この「生命を尊び、」ということとは非常に重要でありますし、赤ちゃんが生まれる、その周り、取り巻く人たちに与える影響というのは非常に大きなものであると思ひます。やはり赤ちゃんが生まれるということ、慈しむ社会というの必要なんじゃないか。もちろん、それに、強制をするものではないし、中絶の自由ということも保障されなければいけない、その前提であります。

また、不妊のごときですが、いろいろなケースがあるんだらうというふうに思ひますけれども、不妊というか、子供を産むということ、強制されるのではないかという懸念がある一方で、

やはりどうしてもお子さんは欲しいという方たちもいるということなんだろうというふうな思ひます。確かに、今現在、その治療費等も大分かかっているというお話もありますし、欲しいという方についての規定であれば問題がないのかなという気もいたします。

○奥山委員 ありがとうございます。

阿藤参考人にお尋ねをしたいと思いますけれども、「生命を尊び、」及び「生命の尊厳」という文言で、これは中絶の権利を奪うことにならないか、そういう問いかけがこれまでからあったわけでありまして。カイロの国際人口・開発会議の行動計画に沿ったものにすべきとの主張がなされているわけでありまして。

こういった点が一点と、それからもう一つは、いわゆるカイロの行動計画の中で、リプロダクティブヘルス・ライツですか、この部分に係る概要、そして、行動計画においては女性の中絶についてどのように記載がされてきたのか、阿藤参考人に最後にお尋ねをしたいと思います。

○阿藤参考人 なかなか簡単に一口で、短い時間で御説明するのは難しいと思ひますが、カイロ会議の行動計画そのものは、先ほどもなたからお話がありましたように、従来の行動計画に比べて、いわば女性の地位向上を人口問題の解決の点と見るといふ点、それから、家族計画を含む人々のリプロダクティブヘルス・ライツの実現を通じて人口の安定化を達成する、これは特に世界の人口の問題ですけれども、そういう立場をとっております。

そのかきになるリプロダクティブヘルス・ライツでございますが、あるいはリプロダクティブヘルス・ケアを含めて、一種のセット概念というふうな考えられると思ひます。リプロダクティブヘルスは、言うまでもなく、すべてのカップルと個人、主体はそうなっておりますが、自分たちの子供の数、出産間隔、そして出産する時期を責任を持って自由に決定できることというのが最初にござ

いまして、そのための情報と手段を得ることができ、これは出生調節の手段でございますが、そういう基本的権利を持つ。

それから三番目に、性に関する健康及びリプロダクティブヘルスを得る権利、こういうことから成るといふに書いてございまして、この権利を行使するに当たっては、現在と将来生まれてくる子供のニーズ、それから、コミュニケーションに対する責任を考慮に入れるべきということもつけ加えられております。ですから、リプロライツの中にもう既にリプロヘルスの概念がそこに入り込んでいて、そういう関係です。

リプロダクティブヘルスの方でございますが、簡略化しますと、人間の生殖システム、これは人間の再生産のシステムでございますが、それについて、身体的、精神的、社会的に完全な良好状態にあることという意味合いで使われております。同時に、それは、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子供を産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを決める自由を持つことを意味する。ですから、この点でも、リプロヘルスの方にリプロライツの概念が入っている、そういう関係でございます。

そして同時に、リプロダクティブヘルス・ケアという概念がございまして、そのヘルスを高めるためのケアとしてどういうものが入っているかという点、家族計画、それから出産にかかわるケア、特に母子保健ですね。それから、不妊の予防と治療。四番目に、法に反しない中絶の安全性、中絶の防止、中絶の影響への対策、性感染症への対応、性リプロヘルス、親の責任に関する情報、教育サービスといったものが含まれていて、そういう関係でございます。

それから、中絶は、大変議論になったわけですが、行動計画における中絶に対する基本的な立場というのは、まずは適切な家族計画がリプロダクティブヘルスの一環であり、同時に、妊娠中絶が健康に与える影響を踏まえて、「いかなる場合も、妊娠中絶を家族計画の手段として奨励

すべきでない」、そういう一項が入っております、すべての政府等において家族計画の普及を通じて妊娠中絶への依存を軽減するということが強く求められる、こういう形になっております。

その他、中絶に關しまして幾つかのことがございまして、特に「妊娠中絶に關する施策の決定またはその変更は、国の法的手順に従い、国または地方レベルでのみ行うことができる」、つまり、国際社会の圧力で決まるものではない、そういうふうなことが記してございます。

○奥山委員 ありがとうございます。

○佐々木委員長 以上で奥山君の質疑は終了いたしました。

次に、小宮山洋子君。

○小宮山委員 民主党の小宮山洋子でございます。四人の参考人の皆様には、それぞれのお立場からの御意見、ありがとうございます。

民主党といたしましては、今回の法案、超党派の議員立法なんです、そういう形で党の議員が法案を提出することは妨げない、ただし、この内容については懸念材料が多いので修正をするということ、これをたびたび確認をしております。その立場から伺わせていただきたいと思ひます。

最初に、四人の参考人の方に手短にお答えいただきたいのですが、私は前回の質問のときにも、この基本法、枠組み法というのは、これをつくったから何か具体的にすぐ実行されるということではなくて、そういう雰囲気をつくること、枠組みをあくまでつくるものなので、今や少子化の問題というのは、これだけ当事者の方が懸念をして、基本法をつくるというレベルではなくて、個別の職場のこと、あるいは、子育ての経済的な支援、保育の問題など、個別法で対応する時期に来ているのではないかと思ひます。四人的の方に手短に、その点についてまず伺いたいと思ひます。

○阿藤参考人 先ほど私の方からお話ししましたように、確かに日本では個別の施策としてこの十

何年間、少子化にかかわる政策が進められておりますけれども、国際比較的に見て、非常に、端的に言えば予算の出し方が少ないということがございます。それは先ほどのデータに示されたとおりでございます。実際に出生率も高い、そして女性の労働力率も高い国というのは、北欧諸国、フランス語圏諸国、それから英語圏の国であります。特にその中で北欧諸国とフランス語圏諸国は、そういう意味で、子育ての経済支援も大変強い、そして両立支援も強いという……（小宮山委員「短く」と呼ぶ）はい、そういう関係でございますので、その点で、基本法ができれば、この点でもっともつと予算的にも強化されやすい、そういう環境がつけられるんじゃないかというふうに思っております。

○奥山参考人 同じように、やはり、少子化社会を考える懇談会でも、一つ一つの法案では対応できないんじゃないかというふうなお話が出ました。例えば、バリアフリーという言葉でも、高齢者とか障害者については出てくるのですが、子供たちが乗っているベビーカーというものをなかなか枠に入れてもらえないとか、全体としてのそういった基本法があつて初めて目にとめていただけたということもあるのかなと思います。

○金澄参考人 おっしゃるとおり、労働法、育児法、児童手当法、さまざまな法律が少子化には関係してくるかと思ひますけれども、それらの法律がそれぞれ子育て支援についての環境がきちんと整備できるようになれば、特に全体としての一括基本法というのは要らないと考へております。ただ、このような法案がない限り雰囲気がつくれないというふうな考へ方であるのであれば、特段基本法をつくることには反対いたしませんけれども、基本的理念をきちんと入れていただきたい、その視点が一番大切であると考えております。

○米津参考人 まず、個別法がしっかりしていなければ、基本法があつても意味がないと思ひます。基本法に抽象的な理念が書いてあることがど

のように解釈されるか、そこが非常に難しいので、そこでまず人権が侵害されないということがしっかりと書いてあることが基本ですが、さらに個別法の中で具体的なことがしっかりとあるというところで、初めて有効性があると思ひます。

○小宮山委員 懸念材料は、中から拾えば切りがないのですけれども、例えば少子化に歯止めをかけるというふうな前文でなつています。これはやはり上から何かをするということによって歯止めをかける、人口政策になるという懸念を招いている一つでありまして、私も、高齢者に比べて支援が少ない子供にしっかりと焦点を当てていくことは多くの皆さんが賛成されると思うのですけれども、それはあくまでも子供を持ちたいと望む人が生み育てやすいということを支援するのであつて、その結果出生率が上がつて歯止めがかかるということなんじゃないか。

そのように、細部にわたつて、やはりどうしても人口政策の対象に、これだけ非常にデリケートな個人の自由に関するものに国がどこまで関与するべきかということについて、懸念が多くくの女性やグループから寄せられているというのが現状だと思つています。

それで、基本法をつくるとした場合に、先ほどから御指摘がありますけれども、この点だけはぜひ変えてほしいということ、金澄参考人と米津参考人に重ねて伺いたいと思ひます。

○金澄参考人 先ほどもお話を申し上げましたけれども、一点目としては、女性の自己決定権を全く損なうつもりがないということときちんと入れていただきたい。それが法案の大前提であるというふうな考へております。

二点目については、少子化対策は社会環境の整備に尽きる。社会環境を整備すれば、子育てが楽しいもの、負担なものではないよという環境を整備できれば、そこに流れていく人もいるわけですし、その選択の自由を損なわない、そのための環境を整備する、その点が一番入れていただきたい点です。

以上です。

○米津参考人 私が入れていただきたいと思つてゐることは、さつき四つ読み上げました。つまり、生殖における個人及びカップルの自己決定を妨げない、これを必ず入れていただきたい。リプロダクティブヘルス・ライツを尊重すること。育児の責任が女性と男性両方にあり、社会が支援すること。国と企業は、男性が育児の責任を果たせるように、女性が職業と育児が両立するように必要の制度をつくる責任を負うということ。この法案がどういふ社会に置かれるかということ、つまり、言葉でこの社会に不足しているものを補つていくということが必要だろふと思ひます。

○小宮山委員 今、金澄参考人、米津参考人が言われたことは、この法案で懸念を持つてゐる人たちにその懸念を払拭するために必要なことだと私も思ひますが、阿藤参考人、奥山参考人は、今のような点が基本法に入ることにについては御意見はどうですか。入つては困るということがあるのかどうか伺いたいと思ひます。

○阿藤参考人 もちろん、結婚や出産ということが個人並びにカップルの自由であるというのは、基本的に当然のことでございます。そして、この議論というのは、一・五七ショック以来、さまざまな場で議論もされ、そして、ある意味では人々の間に浸透し、一種の、社会的に広い意味でのコンセンサスといひますか、そういうものができているように思ひます。

私は、これが多くの立場の方の、超党派で議論されて、最大公約的に法律ができたというふうな聞いております。そういう意味において、その法案の文面について一つ一つ言うことはなかなか難しいのでございますが、基本的には、この法案がそういったものを侵害するということはないんじゃないかな、そういうふうな考へておるところでございます。

○奥山参考人 今、阿藤先生がおっしゃられたとおり、私自身も、今申し上げられたこと、本当に必要なことだと思ひます。大事なことだと思ひま

す。この法案の中にそれが入つてゐるというふうな私にも考へてよろしいんじゃないかなと思ひます。社会的にも、産む、産まないの選択というのは、当然、決定権があるというふうな私には思つてゐますし、それがこの法案にないとは読み取れないのではないかなというふうな考へます。

○小宮山委員 重ねて伺ひますが、阿藤さんや奥山さんはないと思ひますが、それに対する心配をしてゐる人がたくさんあるんですね。今、阿藤さんからも最大公約数という話がありましたけれども、最大公約数といつて強い方の側に束ねられることに対する懸念があるわけですが、それぞれ、少なくとも、これまでも要望書がもう十通を超えて私の手元にも来ておりますし、不妊の立場の方であるいはさまざまな立場の方から、個人の自由がこのことで侵害されては、もともと議論の皆様もそういうことは意図してないとおっしゃつてゐるんですから、意図してないことを、懸念を払拭するために入れるということに反対されることはないのではないかと思ひますが、重ねてお二方にもう一度伺ひます。

○阿藤参考人 それはこの議論の場だと思ひますけれども、これを読んで、そういうものが侵害されているかとか、そういうことはほとんど感じられない、私自身はそう思ふんですね。ですから、それが基本的にそういう合意の上でつくられてゐるというふうな思つたわけでござひますけれども、その点で、ないとおっしゃる。それは、一種の認識の差というか、そういうものではないかなというふうな思ひます。

○奥山参考人 文章自体が非常に、どう読み取るかという部分については、私もその部分をこう読み取るんだというふうな、その部分については非常に難しいなというふうな考へます。

自分自身がばあつと読んだ限りにおいては、また一般的な感覚からいつて、そういったものが侵害されるというふうには読めませんでした。

○小宮山委員 私たちというか、私は、懸念材料があるのであればというか、あるのですから、こ

の間の質疑の中でも提出者の方が、そういう人口政策に用いる意図はないと言われているので、やはりカイロ国際人口会議の行動計画が示すごとく、結婚や妊娠、出産は個人の決定に基づくというのをききんとこの中に入れ込むべきだと考えております。

そしてさらに、具体的に懸念材料とされているところが、御指摘にもありましたように、子育てに夢を持つということが国民の責務にしているというふうなことがあるわけです。これは前文にも六条にも出ていますが、これも、もしこれを生かすのであれば、子供を生み育てようとする者が家庭や子育てに夢を持てるようにするというふうにも、もちろん私もなくした方がいいという意見も持ちますけれども、これを最大限生かすというならば、そのようなことを修文することによって懸念材料を払拭していくということが必要だと思いますが、この点については米津参考人、金澄参考人はどうお考えですか。

○米津参考人 私、まず個人の選択が尊重されるということが書いてあつて初めて、懸念を持たずに素直に文言を読むことができます。懸念が持たないで、いろいろな文言が、これはもしかしして価値観の押しつけになるのではないかと、うふうに読めてしまうので、やはり個人の選択の尊重が入るべきであろう。その上で、あいまいな文章は排して、具体的に何を言っているのかわかる文章にすべきだと思います。

○金澄参考人 法律家の立場から言わせていただきますと、法律は、できまじたら、その文言がひとり歩きしていきます。その成立過程の審議を調べるには、このような議事録を全部ひっくり返して読まなければその審議の過程の内容というのは出てきません。したがって、当然の前提であるが皆様がお考えになった事項については、法律の中にきちんと入れていただくことについて何ら問題もないのではないかと、うふうに思っております。また、夢を持つということなんですけれども、

確かに、夢を持たない、持たない自由ももちろんあるわけですから、そういうことであれば、夢を持つことというふうな一律に国民に求めるということは、やはり憲法に抵触するおそれもございすので、小宮山先生がおっしゃるとおり、最大公約数でもし生かすということであれば、先生がおっしゃったような文言を入れていただくと落ちつきやすいというふうな考えております。

○小宮山委員 今お二方おっしゃいましたように、やはり法律の文章に書いていないことは、後から見たときにどこにあるのかわからないわけですね、審議の過程としては。そういう意味では、やはりそういう懸念はないということを提出者も言われているのですから、そのところはきちんと法文に書いていくということが私も必要だというふうに思っております。

それから、もう一点の懸念材料として、不妊治療のところが基本法にはふさわしくなくと私は前回の審議でも申し上げたのですけれども、非常に突出して具体的に書かれている。

そうであれば、例えば、教育啓発のところなども含めて、先ほどからお話にあつたリプロダクティブヘルス・ライツ、女性の生涯を通した健康・権利ということをほかの部分にも書き込んで、不妊治療だけが突出しないような書き方にすべきではないかというのを考えますけれども、その点についてはいかがでしょうか。米津参考人と金澄参考人に伺いたいと思います。

○米津参考人 私は、不妊の人たちに対して支援が必要ないと言っているのは決してありません、さっきのお話したことであつていただけたらと思います。これはこれで、少子化対策という枠組みではなく、ちゃんと別に場を設けて議論し、行っていくことだと思ふのです。

少子化対策の中でやりますと、どうしても必要な支援のごく一部にしか触れることができない。実際にこの法案がそうなっています。これは不妊の方たちを決して大切にしていけない、そのように思っています。

○金澄参考人 不妊のところ、先ほど私の方からもお話ししましたとおり、基本法というのは社会の枠組み、考え方についての基本法ですので、このような不妊を入れるということは、やはり全体の流れの中でちよつとおかしいのではないかと、うふうに思っております。もしこういうのを入れるのであれば、労働時間の長時間労働を変える労働法の改正とか、そういうことだつて入れてもいいはずだというふうな考えております。ただ、基本法ですから、一つ一つを入れないというのが基本法の考え方であるというふうな考えております。

また、リプロについて、一つ一つの個別法でできるものについては個別法にゆだねるといふことが、基本法の姿としては一番妥当なんではないかというふうな考えております。

○小宮山委員 それから、あともう一つの懸念材料が、先ほどからある生命の尊厳ですけれども、命はもちろん大切なものですが、この言葉がどこからかという、子供は妊娠をしたらとにかくすべて産まなければいけない、カイロの行動計画にもある中絶をする自由ということも妨げるのではないかと懸念をやはり持つているというのは、プロライフの皆さんが生命の尊厳ということを象徴的に使われている言葉だからなんですね。私も、ここは本当は要らないんじゃないかと思うんですが、最大限生かすとしたら、今の子供たちの命が脅かされている、例えば虐待の問題とか、さまざまな問題をずつと具体的に並べて、そういうことの中から命の大切さを強調するとか、いろいろともう少し、このまま書き出したままだとかなかなか難しいのではないかと思うんですけれども、その点については、阿藤参考人と米津参考人はどういうふうにお考えになりますか。

○阿藤参考人 委員の今御質問の中に、カイロ会議で中絶の自由が認められているという表現がございましてけれども、私の先ほどの説明でも、必ずしもそうではないんじゃないかというふうに最初にちよつと申し上げておきます。

それを踏まえた上で、さてこれはどうかといいますと、基本的に、確かに中絶論議の中でその言葉が使われていることは承知しておりますけれども、一般的な感覚として、それからもう一つはどういう文脈で使われるかということもございすので、命の大切さというふうな一般的には読めるんじゃないかということ、特に、先ほど申しましたように、最大公約数ということでコンセンサスがつくられているということでございますので、このままでも何とか通るんじゃないかというふうな考えております。

○米津参考人 私は、堕胎罪の廃止を求めていますし、人工妊娠中絶で女性が罰せられることは不当であると考えています。ただ、そう思うことと、生命を尊重しないということなのかというと、それは違います。私も生命は尊重されるべきだと思ひます。

ただ、それがこういう法案の中に一言だけ出てくるというのは、非常に危険な使われ方、どう読まれ、解釈され、ひとり歩きしていくかということとがわからない。これはとても一言で語り切れることではない。この短い時間の中では、私は、考えていることはたくさんありますが、語れませんが、それほど大切な言葉をこのように安易に使つてほしくはない。どうしても使うというならば、もつと細かく丁寧に書いてほしいと思います。この使い方はとても危険です。

○小宮山委員 やはり、たびたび申し上げていきますように、この法案については、もう提出されてから三年半たつています。それで、その時点といろいろな状況が変わつていきます。個別な対応も、まだ足りませんけれども、とられてきています。ですから、最初に申し上げたように、私は、基本法をつくるのではなくて、もう個別法で対応する時期に来ているとは思つていきますけれども、もし基本法をつくるにしても、これは、最大公約数、最大公約数と言われますけれども、やはり一人一人のいろいろな価値観が尊重されない中で、持ち

たくても持てないということも出てきているのだと思いますので、こういう問題は本当に一人一人のさまざまな自由な選択、自己決定という民主社会の基本にかかわることですから、もっと、つくるのであれば、もう少し幅広く、国民の一人一人、特に産む女性たちの声をしっかりと拾い上げて、どんなことが必要なかをもう一度やり直して提出をすべきなのではないかというふうに私は考えております。

それが今どうしても難しいということであれば、今幾つかの点は申し上げましたけれども、少なくとも、前回の審議を通じて、超党派の議員の皆さんたちもそのような人口政策で縛る意図はないと言われているのですから、そうであれば、自己決定によるということですか、あるいは国民の責務についてももっとわかりやすく、そういうふうな選択をした人たちの環境を整えることに国や社会が責任を持つのだということがもっとわかるように、一部だけ細かく書かれてバランスの悪いということではなくて、全体にわたって懸念材料を払拭し切るような形で修正をする必要があると思っております。それを申し述べて、私の質問を終わります。

○佐々木委員長 以上で小宮山君の質疑は終了いたしました。

次に、遠藤和良君。

○遠藤(和)委員 公明党の遠藤和良です。

きょうは、四人の参考人の皆様、それぞれの立場から本場にありがとうございます。私は、同じ質問を四人の方にいたしますので、よろしく願います。

最初に、我が国の人口についてのどのような認識をお持ちであるかということをお願いいたしますけれども、日本の将来推計人口というのがあります、二〇五〇年の数ですけれども、総人口が一億五千万九百三十万人、このうち、ゼロ歳から十四歳までが千八十四万二千人、それから、六十五歳以上の方の人口が三千五百八十六万三千人。ちょっと

比較をしたんですけれども、ゼロ歳から十四歳と六十五歳以上の人口の比率ですけれども、〇・三〇対一ですね。ですから、六十五歳以上の人が一とすると、その〇・三しかゼロ歳から十四歳はいない。それから、ゼロ歳から十四歳と七十五歳以上の人口比率、比較しますと、〇・五〇対一になります。ですから、子供さんよりも七十五歳以上の人が二倍いるという形です。

こういうふうな将来の日本の姿が描かれているわけですが、こうした姿に対してどのような認識を今お持ちであるかということをお伺いしたいと思います。

〔委員長退席、中沢委員長代理着席〕

○阿藤参考人 これは、先ほど私の冒頭陳述で、意見で述べさせていただきまして、実に大変なことであるということとございまして、実際に推計をした研究所の立場からしても、これほどまでに少子化が進むとは予想だにしかかったことでありますし、そのことが長期的に大変、人口を通じて今度は経済社会に大きな影響を及ぼすというところで、大変強く懸念しております。

○奥山参考人 先ほどお話ししましたけれども、今もう既に子供の声がどうか、子供に寛容でないような地域社会になっていくと思えます。それがまたさらに進展していくというようにな、何かそういう懸念をしております。私自身の子供の世代がどうなっていくのかということについて非常に不安であります。

○金澄参考人 少子化社会が、労働人口が減って年金財政がいろいろ破綻して困るというような状況になるということは十分認識しております。そう言ったときには、男女ともに働きながら子育てをする男女共同参画社会で乗り切っていくべきではないかというように考えております。また、社会環境の整備によって子育てがしやすい社会になれば、子供を産む人もふえるでしょう。そういうような社会環境の整備が大切であるというふうに認識しております。

○米津参考人 確かに、子供が少なく高齢者が多いというのは大変であろうと思います。ただ、それをどうしていくかというときに、国内だけを見ているのはやはりわからない。今は、食糧の問題、環境の問題、人口の問題、これは世界の問題です。日本に労働力人口が少くないと言われるならば、働きに来たいという海外の方たちをどのように、文化や人種やさまざまなものが違う者たちがどのように共存していくかということは、これは日本だけじゃなくて世界的な課題です。これをやはり視野に入れて考えていくことが必要ではないかと思えます。

やはり私も、産める人が産める社会をつくっていく、そのことによって、ある程度は、もっと子供たちが生まれてくるだろう。その上で、今言ったような、さまざまな国からやってくる人たちがどうやって共存していくかということを考える視点も必要だと思えます。

○遠藤(和)委員 それから、きょうもいろいろな議論が出たんですけれども、結婚とか妊娠とか出産というのは女性の自己決定権であり、これを尊重することが大切である、これは私も至極当然のことだと思っております。

法案との関係ですけれども、法案に書かれていないんじゃないかと、あるいはもう書かれていて、そう読める、こういうふうな議論があるんですけれども、こうしたことは、法律というのは、つくってしまつとひとり歩きするわけですから、やはり法案の条文の中にきちっと明記すべきである、こういう御意見があったんですけれども、その意見について、四人の方の御意見を聞きたいと思えます。

○阿藤参考人 先ほどの繰り返しになりますけれども、結婚、出産というものが個人並びにカップルの自由であるということは、本当に基本的な当然の権利というふうに理解しております。それは十分に社会に浸透してきているというふうに思います。この法案がそれを侵害しているというふうには、とても私には読めません。

○奥山参考人 一般的に、私たち女性にとつてみ

ても、今現在、出産、子育てに関する選択、出産する権利、そういったものはきちんと保障されているというふうな認識しております。この法案がそのことを著しく侵害しているというふうには考えておりません。

○金澄参考人 先ほど申し上げましたとおり、立法経緯という、注釈という本がありまして、いろいろ法律を調べるに当たっては、立法経緯というところが非常に膨大な資料となつていくてくるわけですが、条文を読んだだけではもちろん解釈できないことは、その立法経緯にさかのぼって全部調べないとなかなか法律の内容、深い解釈ができないというのが現状です。

ただ、基本的に、条文を読んでわかるようにするというのが法律の一番大前提、だれが読んでもわかるようにするというのが大前提ですので、そうであれば、ここの御審議がそのまます法案に生かされるように、当然の前提でなっているというのであれば、それをそのまま入れていただくのが一番素直ではないかというふうに思っております。

○米津参考人 私は、個人の決定を尊重するということをやはり書いてほしいと思います。当然、皆さんそう思っているとおっしゃいますが、不妊の方が、どうして子供をつくらないの、早く治療しなさいという冷たい声を浴びせられる。結婚していないあるいは子供を持っていない人が、どうしてと聞かれる。これはやはり圧力としてあります。こういう圧力のバランスの中では、やはりこれは個人の決定の問題である、尊重すべきであるということを書かれていなければならぬと思えます。

○遠藤(和)委員 自己決定権との関連でお伺いたいですけれども、子供さんの数は何人欲しいですかと言うと、三人欲しいと答える家庭が非常に多いけれども、実際は二人産んでいる家庭が多いんです。そうすると、これは自己決定権を自己実現できていない社会になっているのではないかと、こう思っています。この社会をきちっと整えていく、こういう法律が必要じゃないかと思うん

ですね。自己決定権を自己実現できていない、三人欲しいけれども二人しか、産むことを断念している。それは何か社会のバリアがある、環境が整っていない、ここをきちっと整備していく基本法といえますか法律をつくる。ということは、法律をつくる必要があるのではないかと、私はこのように思っていますけれども、どのように認識されるでしょうか。

○阿藤参考人 その点も全く同意見でございます。私も、冒頭に述べさせていただきましたように、要するに、理想子供数が到底実現できていないということの背景に、やはり仕事と家庭の両立問題、そして子育ての負担感、こういうものがある。それを早急に、強く解消する努力をしていただきたいというふうに思います。

○奥山参考人 本心に欲しい子供の数と実際に産める数というのが違うということは、さまざまな課題やバリアが社会にあるという、本心にそういうことだろうというふうに思います。それを整備するために、本心に、各法でやるのはもちろん各府庁にまたがるような、やはり社会、みんなが考えてこそ初めて、子供を持つかなと思うような世代に伝わってくるということじゃないかなというふうに思いますので、それをもうちょっと、あらゆる世代に広げるために、何か根拠とか、そういうものが必要になってくるんだらうなというふうに思っております。

○金澄参考人 私の周囲では、もう本心に、一人子供を産んで、仕事と家庭の両立、育児の両立が本心に大変で、もう懲り懲りだという人が結構多いんですね。そういうことの原因が何かといますと、先ほどからずっと話に出ておられます社会環境が整備されていないことなんですね。そこであれば、その環境整備というのは、先ほどから何度も申し上げておられるとおり、労働法なり個別の立法で十分対応ができると思うんですが、それができない、その雰囲気はどうしても必要だ、そうじゃないと社会的な機運が盛り上がる

らないというのであれば、基本法の成立もやぶさかではございませんけれども、その点については、何度も申し上げておられるとおり、現在行われている自己決定権を侵害しないという基本理念をきちんと入れていただく、それが大前提です。それがない限り、基本法はあっても余り意味がないのではないかとこのように考えております。

〔中沢委員長代理退席、委員長着席〕

○米津参考人 私も、産みたい人が産めるようにする、それはとても必要なことだと思います。ただ、法律や制度は、それができたときに、逆の立場の人を圧迫したり非難するようなことがあつてはならない、これが大事です。ですから、産みたい人が産めるようにするとともに、産めない、産まない人が非難されないという配慮も当然必要です。

それから、産みたい人を想定するときに、皆さんはどういう方を思い浮かべるでしょうか。私はその思い浮かべる顔の中に、病気や障害を持っている、でも私は子供が持ちたいと思っている人、そして、シングルだけでも私は子供を育てたい、一緒に生きていきたいと思う人、今まで願いがかなえられにくかった方たちがいるということ、そのことを忘れないで、入れてほしいと思います。

○遠藤(和)委員 人間には多様な生き方があるわけですから、いろいろな価値観があるわけですね。それは生きていく本人の自己決定権に基づく生き方ですから、それを侵害しないという形で、本心に子供が欲しいんだけれども、産みたいんだけれども、産むと心配なことがいっぱいある、その心配を取り除いてほしい、こういう意味で、環境の整備ですね、こういうことは大変重要なことだと思っております。

ただ、この法案のバランスが余りとれていないんじゃないかという意見がありました。少し、家庭の中に踏み込んだり、社会の環境づくりということだけに特化して役割をした方が、本来の意味からいっていいんじゃないかという意見がありました。

した。あるいは、不妊治療とか保育所とかいうところを特記している割に、雇用の環境整備とかそういうところが余りバランスよく書けていないんじゃないかと、全体の法律の体系をもっとバランスよいものに仕上げた方がいいのではないかと、こういうふうな御意見があったように思いますが、どうしても、こうした意見につきましてどのように感じられますか。

○阿藤参考人 私、法律の専門家じゃございませんので、法案の中のバランスというのは、余り強い意見を持っておりません。おっしゃるように、個々に何か突出したように見える部分があるかとも思いますけれども、これが恐らく成立過程の、超党派の一種の、意見を集約する過程でそういうふうになったんであらうなと想像しておりますが、その程度の意見でございます。

○奥山参考人 私も、法令のバランスと言われても、なかなか難しいなというふうに思っておりますが、幾つか、もしそういったことがあるとすれば、多分皆さん、先生の方で、超党派でいろいろ議論を重ねた上での法案ということですから、議論は随分尽くされてきたものなだらうなというふうに思います。

○米津参考人 バランスというのはちょっとどういうふうに理解しているのか難しいところがありますが、私なりにバランスのことを言ってきたつもりで、いまだに、公のために個人は尽くした方がいいという考え方がこの社会にはあり、女性は子供を産んだ方がいいという考えも非常に強い。そういう社会の中に置かれる法律として、その社会とのバランスをとるために、個人の決定ということを経済の中で書いてほしいということを私は言ってきたんです。

○金澄参考人 バランスということからすれば、保育サービスの充実ということが十一條でずっと述べられておられて、それに対して、事業主の責務というところがたまた三行というふうになつておりまして、保育サービスの充実と雇用環境をきちんと整える、長時間労働をしない限りは正社員で

員でいられないよというような社会、雇用環境を変えていく、もしくは、転勤、単身赴任があるよいうだとかやはり子供をきちんと育てていくような環境はできない、そういうようなことを是正していくような事業主の責務というところをきちんと書いていただく。保育と雇用環境というのは、少子化対策の必要であるとすれば両輪になると思いますので、そのところもバランスよく入れていただければというふうに考えております。

○遠藤(和)委員 そもそもこの法律の名前がかた苦し過ぎるんじゃないかという意見もあるんですね。少子化社会対策基本法ですから、何か、国のために、困難な問題が起こっているんだから何とかしなきゃいけないという認識が、何となくこの文言から感じられる。こうではなくて、この法律の心は一体どういうところにあるかというところ、子供を生み育てることを支援する基本法、そういうところに心があると私は思うんですけれども、そういうことならみんな賛成じゃないのか、こういうふうな感じもするんですけれども。

どうも、この法案の名称についての印象といたたらどうでしょうか、そういうものについて、何か特に、少子化社会ということとはもう人口に膾炙している問題だからこれでいいんじゃないのというのか、あるいはもともと、本心にこの法律がねらっているのは、国のために何かしようというのではなくて、本心に日本のお母さんやお父さんが子供を産みたいと思っている数だけ産めるようにしよう、そういう自己実現ができる社会にしよう、あるいは、生まれた子供さんも、この日本に生きていて本心に自分の生まれてからの自己実現が全うできるような社会にしよう、それを社会全体で支えていくような法律をつくりましようということであれば、みんなが賛成されるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○佐々木委員長 どなたか、手を挙げていただきますようか。

米津参考人。では、せっかくの機会なので。

私は、この法律の名前を読んだときに、この国は少子化に向かっていく、それに対して社会はどうあればいいかということを考えるための法律だと思つたんですね。つまり、国民にどうしろこうしろということではなく、例えば、外国から労働したい人が入ってきたときにどのように社会はそれを受け入れてともに生きていくのかとか、産みたい人の願いをどうかなえていくのかとか、それから、保険とか年金、そういうものをどういうふうにしていけば人口の少ない国というものを運営していけるのかとか、そういう方面を考える法律かと思ひました。ただ、そうではなかったもので、非常にがっかりしたというかびびりしました、いろいろな不安を持つたわけです。

○阿藤参考人 少子化という言葉は本当に一九九二年からもう既に十年以上この国で使われていて、全体としてその言葉が非常に人口に膾炙し、こういう問題というのはマクロ、ミクロ、いろいろな面で重要だということが広く認識されてきたというふうに思います。

その中で、先ほどの繰り返しになりますけれども、日本ではややもするとどうも高齢者対策に偏りがちで、子供の問題、家庭の問題がおろそかになっている、これは予算面とかいろいろ面がございしますけれども、そういう点で、ちょうど高齢社会対策という基本法があり、それに並んで、少子化対策でなかったのはよかったと思うんですが、少子化社会対策というふうにはバラレルに並んでいないというのが、その点で、これからの子供、家庭への予算配分等も含めて、強力な政策を進める上で大変強い名前ではないかと私は思います。

○佐々木委員長 時間が来ております。

○遠藤(和)委員 どうもありがとうございます。

○佐々木委員長 以上で遠藤君の質疑は終了いたしました。

次に、西村眞悟君。

○西村委員 自由党の西村です。

自由党は、この法案の提出者にはなっておりません。根本的な問題で法に対する姿勢が少し他党と違うのかなと思うからでございます。やはり法万能主義といいますか、基本法をつくれればそのとおりになるんだと。しかし、現実には、決して法をつくれれば法のとおりになるわけではありせん。

阿藤参考人が言われたように、子供は労働力であつた、家業を継ぐ者であつた、家名を継ぐ者であつた江戸時代の農耕社会、これが全然違つてきておるのが人口構成の変化にあらわれていゝとすなれば、基本法をつくつたからこれが改まるわけではない。それは、例えば現在の社会状況でも多くの人が子育てが負担だと思つておるならば、今の日本の状況では、その負担を解消する施策をとるといふことではないのか。少子化社会対策基本法ができるならば、高齢化社会基本法をつくつて、年寄りは余り生きては困るのだということにもなりかねない。

そもそもこの法案に賛成か反対か、あつてもなくともいいというのなら題目からして反対する理由はないだろうということになるんですが、この今四人の皆さんが御意見を述べられた中でも、いろいろの御意見がある。そして、この法案の対象領域はまさにそのいろいろな御意見をすべて容認することからするならば、そもそも基本法というよりも個別法で対処する領域に、基本法という押しつけがましいものをつくらなくてもいいのではないかと、私はそう思つておるんですが、四人の皆さんは、そもそも必要か必要でないかという意識に関してはどう思われておりますか。お聞かせください。

○阿藤参考人 繰り返しになりますけれども、この十数年間、個別法で対応してきた少子化への政策対応というものが、かけ声はあつてもなかなか予算が伸びない、こういう問題がございます。その点で、基本法がつくられることがそれへの大変強い援軍になるのでないかというふうに期待しております。

○奥山参考人 同じです。今まで本当に、個別法で対応してきてもなかなか変化してこなかったというふうには思います。今回、この基本法があり、さらにそれぞれそれを受けて個別法が強化されることによつて、やつと社会の皆さんに伝わっていくのではないかなというふうに考えます。

○金澄参考人 基本法がない限り個別法が動かせない、そういうことは全く法律上ないはずなんです、基本法があろうとなかろうと、個別法をきちんと動かしていただいで社会環境の整備をしていただければ、それで足りることであるというふうに考えております。

○米津参考人 私も、さつき申しましたけれども、個別法が充実していて具体的でなければ基本法があつても意味はないのではないかと、その基本法がいまいなことが書いてあるだけならば、どのように解釈されるのかよくわからない、不安を感じるような内容であればなくてよいと。ですから、私は、この法案に対しては反対の立場で意見を言つております。

○西村委員 では、この法案の問題意識、この法案が基本法として生み出される問題意識について共有されておるのかどうかお聞きしますが、法案要綱によりますと、我が国における急速な少子化の進展は、高齢者の増大と相まって、人口構造にひずみを生じさせ、深刻かつ多大な影響をもたらす、我々は、紛れもなく、有史以来未曾有の事態に直面しておるのである。それから少し飛びまして、我々に残された時間は、極めて少ないということで、基本法が必要なんだと入つていくわけであります。

初め脱兎のごとし、後何とかのごとしという言葉がありますが、この問題意識、危機感をおおつて産めよふやせよということなんです、結局は、人口政策ですわ、この問題意識から出てくるのは。ただ、戦前の人口政策は、戦争しているんだから人口をふやさねばならないということをやつた。今はこういう社会ですからこういう基本法になつておる。

さて、果たして少子高齢化社会というのは、本当に未曾有の事態であつて、ひずみなのか。お年寄りが長生きできること、そして、昔から、子供が労働力であつた。それで避妊の手段もなかった。江戸時代の女性の一生の妊娠回数は驚くべき回数であります。こういう社会でなくなつた。そして、子供というのは、当然労働力でも何でもありませんから、前に比べて少く生まれてくる。そして、今の状況では子育ては負担なんですけれども、負担でないようにするというところで足る。

さて、この問題意識は共有された上でこの基本法が必要だと言われる方は言つておるんですか。私はどうも、余りにも無前提におり過ぎているな、こういうふうには思いますよ。

それで、賛成だと思つた参考人の皆さんに、この法律をつくつた立法者の問題意識と共有されておるのかどうかお聞きします。

○阿藤参考人 人口の方でいいますと、いわゆる多産多死から少産少死への変化をすれば、人口は高齢化していく。ですから、高齢化社会になるといふことは、一種、成熟社会、先進社会の一つのシンボルでもある、そういう面がございます。

ただ、それがどこまで行くか、つまり少産少死の少産の方でございしますが、長寿化は別にしまして、いわゆる少産が非常な勢いで進んでいる。それを少子化というわけですが、それによつて通例の高齢化とは非常に違う人口構造になるということがやはり懸念されているわけですね。ですからその点、しかも日本だけではなく、諸外国と比べても、日本の出生率が余りに低い。そのことで将来、大変、まさにアンバランスな人口構造になつていく、さらには急激な人口減少が続く、こういうこととございますから、誇張かどうかは別にしまして、大変歴史的にも大きな事態だということとは、共通に認識できると思います。

○奥山参考人 本当に、今の議論のように、やはり年齢の高い人がふえればふえるほど、私たちの立場というのはどうなんだろうというふうに思つ

てしまいます。子供が少い社会というのは、本
当に私たちも、今、既に、電車に乗るのでも何す
るのでも、子供を騒がしやいけないとか、そう
いう強迫観念を持ちながら、何か周りに迷惑をか
けるんじゃないか。でも、従来、子供というのは
みんなに迷惑かけながら大きくなってきたんじや
ないでしょうか。それをやはり認めてくださる社
会、子供たちが健全に伸び伸びと育っていく社
会、それがなくなったら、本当にどんな社会に
なってしまうのかなというのを非常に懸念しま
す。やはり、人口構造のバランスが本当に極端に
なってしまうということが、自分のこれから育っ
ていく子供たちのことを考えても問題ではないの
かなというふうに思います。

○西村委員 議論が余りかみ合わない部分もある
から、また飛ばします。

人口が永遠にふえ続けたら、私、昭和二十三年
生まれで、日本の歴史上、多分一番たくさん生ま
れた世代だと思うんですが、この調子で人口がこ
の日本列島でふえ続けられれば、それはそれでいいの
かということもまたあり、つい五十年前に巨大な
出生人口を急激にもたらした日本でありましたか
ら、それは自然の安定に戻っていくというふう
に考えてもいいんじゃないかと。熱い鉄板の上で
踊っている猫みたいなのに、いろいろなひずみだ
とか、有史以来の事態に直面しているんだとか、
我々に残された時間は極めて少ないんだとかい
うような基本法をつくる必要があるのか、もつと
おおらかになれ、私はそういうふうに通っておる
んです。

さて、キリスト教諸国においては、中絶という
ものが本当に政権の命運を左右する重大な議論を
巻き起こします。私は、今も御意見を伺いしまし
て、中絶の自由は当然に女性にあるという前提
でお話しされておったと思うんです。

そこでお聞きしますが、皆さんは、私も教えて
ほしいんですが、人はいつから人になると思っ
ておられるのか。つまり、いつから殺人になっ
ていつから自由な中絶になるのか。これは刑法にお

ける重大問題であるとともに、中絶を論ずるとき
にはこれをおろそかにしておいては困る。いつか
ら人は人になるのか、このことについてどう考
えますか。四人にお聞きしましょうか。

○阿藤参考人 非常に難しい御質問で、私は、今
すぐ答えは持ち合わせておりません。

○奥山参考人 済みません、勉強不足で、余りそ
ういったことを考えたことがございませんでした
ので、いつからということについては、お答えが
ちょっとできかねます。

○金澄参考人 法律家の立場から言わせていた
きますと、まず、刑法の殺人罪の人、対象となる
人になるのは出生をしたとき、ちょうど頭が生ま
れ、母体から出たようなところ、そのときに殺人
罪の対象ということになります。

民法上では、人としての人格の享有主体になる
のは、もちろん生まれたとき、生まれて、母体か
らちゃんと出たときが人格の享有主体になるとい
うことになりまして、あとは、相続の場合は、既
に亡くなった方がいる場合に、相続人がもう既に
おなかの中にいれば、それで相続権を取得するこ
うなことになりますので、相続に関しては、胎児
の段階から権利主体であるということが言える
と思います。

○米津参考人 私は、生命というのはいつからど
こまでという線引きは難しいと思っています。で
すから、胎児を生命かと言われれば、生命だろ
うと思います。けれども、母体を離れて自分で生
きている状態、段階といえますか、その後とそ
前では法律的な扱いは違ってくるだろうと思いま
す。私は法律の専門ではありませんので詳しいこ
とは言えませんが、そこにおける線引き、法律上
の線引きというのはある、あるべきであると考え
ます。

では、生命だと私が認める胎児を出産させない
という中絶は何なのか。それこそ私は、個々が自
分の内側に対して問うていく問題だろうと思いま
す。つまり、倫理的にどう考えるかというのはさ
まざまあります。そしてそれは、一つの考え方を

だれかがだれかに押しつけるということではな
い、生命観とか宗教観、いろいろなものがありま
す。私は、自分に対してそれを問いますし、個々
人がそれは自分に対して問うてほしいと思いま
す、非常に大切なことですから。

ただ、法律で罰するかどうかということになり
ますと、中絶というのは必ずしも女性の意思だ
け、都合だけで行われていない場合がほとんどで
す。さまざまな産めない事情とかいろいろな問題
が重なって、せざるを得なくなっている。例え
ば、避妊がちゃんと若いころから教えられてい
て、それを行使できるのであれば避けられた妊娠
はたくさんあるでしょう。そういうことが整って
いない社会の中で、中絶をする人だけを責め立て
るということはできません。その意味で、私は、
どうした場合も中絶が法律で罰せられるというこ
とは不当だと思っています。

ただ、この生命というものについては、私は、
個々人が深く自分の内側で問うていく大事な問題
だと確かに思っております。

○西村委員 米津さん、長くお答えになりました
けれども、最後にお答えになったのが本当だろう
と思いますね。

それで、生命という言葉が言われたから、それ
はそれとおりなんです。それが人になる場合と
胎児として存在する場合があるということはおわ
かりだと思えます。皆さんが中絶の自由というこ
とを断定的におっしゃっておりますから、今その
前提で、生命の中に胎児としての生命と生まれ
くる赤ちゃん、人の生命があるというふうな前提
の中で、いつから許されているのかというこ
うことは、やはりこの委員会では聞かないかぬ
な。そうでなければ、もう断定的に結論だけが
あって、本当に相手が生命なのかどうかという議
論の問いを発すれば極めてあやふやだという中
でも必要なのではないかというゆえんの一つ
でもあるわけですね。

それから、時間が少々ありますので、先ほど米

津さんはシングルで子供を産む人は日本では少な
いんだと言われましたね。私はこれも自由な領域
にあると思うんですが、少ないからふやさないか
んという領域ではないと思います。

それで、家庭や子育てに夢を持つというふうな
文言を日本弁護士連合会が否定されて、というの
は、これは一つの思想の押しつけだ、良心の自由
にも反してくるんだというふうに言われましたけ
れども、なぜ良心の自由を反してくるのかという
ことが私にはどうもよくわからぬ。

そして、家庭や子育てに夢を持つということは
国が言うてはならぬのだ、シングルで子供を産む
人もどんどん出てきていいんだ、これは自由だ
ということでは、アナキーになるのではないかと
な。やはり国としては、家庭と子育てというの
は不可分一体に、個別法で保護するとかそういう
ことの前提にある思想ではないかな、こう思うん
ですが、米津さんと金澄さんに、質問が漠然とし
て申しわけなかったですが、お聞きいたします。

○米津参考人 シングルの女性が子供を産むこと
をふやせと言っているのではなくて、現実にな
したいという人はできるようにすべきだと言っ
ているんです。また、それを支援することがアナ
キーになるというふうには私はちよつと思えな
いんです。現実には、離婚によって一人親の家庭にな
たり、あるいは、初めから結婚ということが制度
上できないということでも一人で子供を持つとい
うことはありますし、実際にそれが可能ならば子供
を持ちたい人はいるでしょう。それを支援するこ
うことが重要なんじゃないでしょうか。

○金澄参考人 先生は家庭といったときにどうい
う家庭のイメージを持たれているのかということ
になつてくるかと思うんですが、もちろん、母子
家庭の方もいらっしゃるし、両親がいなくておじ
いちゃん、おばあちゃんに育てられている子供も
いる、いろいろな家庭があるわけですね。そういう
やりというんでしょうか、目配りがここではなさ

れていないのではないかと。家庭といったときに、両親がそろって子供がいる、そういう定型的な、模範となるような家庭についてしか思い浮かべていたらしゃらないんじゃないかということがまず私の懸念としてあるわけでして、「家庭や子育てに夢を持ち」ということで、その家庭が何なのか。一人だつてもちろんいいわけです、結婚しないで子供を産む人がいても、それはそれで、他人が非難をしてその人の価値を低めるといふ必要は全くないわけですから。どういう家庭に夢を持つのかということを入れない限り、普通、家庭と書いたら両親がそろっている家庭じゃないかと、そういうことに夢を持ちなさいというふうにとられやすいのではないかとこのように思います。

あと、子育てということですが、子育てをしたくない人ももちろんいます。したい人もいます。いろいろな方がいる。国民の自由な生き方、個人の尊厳というものがあつたわけですから、それを前提に考えていただきたい。そのためには、特にこのような文言を入れる必要はないのではないかとこのように考えております。

○西村委員 終わります。

○佐々木委員長 以上で西村君の質疑は終了いたしました。

次に、瀬古由起子君。

○瀬古委員 最初に、奥山、米津、そして金澄参考人にお伺いしたいと思います。

少子化社会を考える懇談会の間まじめの中間で、「少子化社会への対応を進める際の留意点」として、「子どもの数だけを問題にするのではなく、子どもが心身ともに健やかに育つための支援という観点で取り組むこと。」「子どもを産むか産まないかは個人の選択にゆだねるべきことであり、子どもを持つ意志のない人、子どもを産みたくても産めない人を心理的に追い詰めることになつてはならない」「共働き家庭や片働き家庭、ひとり親家庭など多様な形態の家庭が存在していることや、結婚するしない、子どもを持つ持たないなどといった多様な生き方があり、これらを尊

重すること。」ということが明記されております。

私は、わずか十二ページのまとめにおいて、わざわざこの項を起こして、そしてこの基本的な留意点を指摘しているということは、懇談会の皆さんがこの点を重視して議論をされてきた結果だと思ひます。少子化社会対策という場合には、私は、この点をしっかりと位置づけることが懇談会の意思を尊重する上でも必要ではないかと思ひますが、その点、三人の参考人にお伺いしたいと思います。

○奥山参考人 まさしく今おっしゃられた点が非常に大事なところだと思ひつておられます。私も懇談会のメンバーの一人として、皆さんで議論を重ねて、これを重点的に配慮した形で進めていくべきだということになりました。

今おっしゃられたことというのは、例えば次世代育成支援の法案の方にも反映させていくものだと思いますし、その上位にどうか、概念を規定するこの基本法においても、その理念というのをきちんと反映させたものだと思ひつております。

○金澄参考人 今おっしゃったとおり、子供を持たない自由、いつ、何人産むかの自由、そういうものがこの法案の中に自己決定権ということに入っていない、せっかく懇談会でそういう項目を起こしていただいたのに、それが当然の前提だからという一言でもつて入っていない、そこが問題になると思ひます。当然の前提であれば、それを入れていただく、そのことについて何らちゅうちょはないというふうな考えております。

○米津参考人 私も、金澄さんがおっしゃったように、本人の決定の重要性ということを入れてほしいと思ひます。

しかし、産めない人を非難しないとか、多様な家族、多様な生き方を尊重するという点は必要だと思ひます。ただ、数だけではなく子供が心身ともに健康に育つということを問題にするということとは、これはちよつと注意しなければならぬこ

とがあると思ひます。

それは当然なんです、一方でこの社会は障害や病気を持つことに対して非常に否定的な考え方を持っています。特に、そういう子供が生まれてくることにに対して歓迎しない、生まれてこない方が本人や家族あるいは社会にとつていいのではないかとこのように、非常に偏見を持たれております。

そういう偏見が強い中でこれを読みますと、生まれてきた子供あるいは生まれてくる子供が、例えば公害とか薬害とかそういうものの害を受けた結果、持たずによい病気や障害を持つことに対しては、私はそれは防ぐべきだと思ひますが、そうではない、あるいは原因がわからないけれども病気が障害を持つて生まれてくる子供に対してこの言葉がどういうふうな機能するのか、その点が心配になります。病気や障害を持った子供が生まれてくることを防いでしまうようにこれが理解されないように私は注意していきたいと思ひますし、そういうことをはっきりさせていただきたいと思ひます。

○瀬古委員 次に、阿藤参考人にお伺いしたいと思います。

参考人はかつて厚生委員会の参考人質疑、ちよと児童手当の問題が出されたときに、このように言っておられます。少子化対策という言葉は余り安易に使いたくない、外国語でこの少子化対策というのとは何と云うのか難しい、日本語でこれを出生政策というふうな置きかえるのだとしますと、そういうことを言っている国はほとんどないんです、このように発言されていることがございまして、この問題について、少子化対策という言葉は余り安易に使いたくない、そして、外国ではこれを言うのはなかなか難しいという点の事情を教えていただきたいと思います。

○阿藤参考人 少子化対策という言葉は九九年ぐらいから使われ始めたと思うんですね。もともとは少子化という言葉がつくられて、それに対応して対策という言葉がくつついたと思ひます。その

時点で、仮に少子化というものを出生率低下と呼ぶとすると、それに対する対策というふうに、直つたがるものから、まさに出生対策ということになるのではないかとこのことで、そのところでは諸外国と申しましたけれども、例外的にフランス、ほとんどフランスぐらいですかね、それ以外の国ではなかなかそういう言葉は使つておられないということを認識として申し上げたわけでございます。

フランスのみは、戦後、もう伝統的に、特に第三子を産んでほしいという、それを強調するという政策をとり続けておりますから、その点でやや例外でございまして、日本はむしろそうではない国の立場でいつたらどうかということをお話し申し上げたいと思ひます。

○瀬古委員 では、金澄参考人と米津参考人にお伺いしたいと思います。

金澄参考人は、少子化社会対策の基本理念として、施策は社会環境の整備を中心に講じる、これに尽きるということも言われました。それから、米津参考人は、法案の真意が提出議員の発言よりなら、法案に書くべきことのひとつとして、国と企業は、男性が育児の責任を果たせるように、女性が職業を持ちながら妊娠、出産、育児ができるように、必要な制度整備の責任を負うこと、このように言われております。

私自身は、基本法をつくるとすれば、個別法の具体的な推進の力になるものでないかならないと思ひつています。ところが、今、国会ではどのような事態になつていくのかといふと、例えば、労働法制が審議されているわけですね。派遣労働法の改悪の問題やまた労働基準法の改悪の問題などが審議されている。一層長時間労働や不安定雇用が進められようとしているわけです。

私は、先日この委員会でも日本航空の客室乗務員の問題を取り上げました。育児休業法で認められている深夜労働の免除についても、会社はいろいろな事情を言つて、会社の都合でその権利が制限されて、ともかく三泊四日の勤務がそれとも無

給の休業かというのを迫って、結局、もう休業せざるを得ない、無給ですからやめていかざるを得ない。乳幼児を抱えて、せめて夜中の十時から五時までの間働かせないでほしいと言っている人まで、無理やりに働くかそれとも休業に追い込むか、こういうひどい状態、日本の大企業が平然とやっているわけですね。

ですから、私は、この法律で、基本法をつくって、子供を生み育てる者への支援、雇用環境を整備する、支援する、こういうふうにいながら、一方では、個別法ではほとんど女性が働きにくくなる、また男性も含めて長時間労働や不安定雇用がふえる、こういうやり方をとっていると。この現状についてどのように思われるでしょうか、お二人にお聞きします。

○金澤参考人 その労働法制の改正については、やはり私どもの弁護士連合会の方で意見書を出させていただいているかと思いますが、子ども、少子化対策の中で重要なのは、先ほども何度かお話をいたしました、保育サービスの充実と労働環境の整備というのが車の両輪のように重要だと思えます。それができない限り、保育がない限り働けない、長時間労働をしない限り働けないのであれば、働くこともできないし、結局子供を産めないということになるわけですから、この長時間労働、不安定雇用というのを解消しない限り、やはり子供を安心して産める環境にはならないというふうに思っております。

そのような対策は個別法によって十分可能ではなく、それがまた違った方向になるということと、それを阻止する力としてこの基本法があればということであれば、基本法の成立というのやぶさかではないのですけれども、結局、基本法があっても、片っ方の労働法制が変わっていくというのであれば、あっても余り意味がないのではないかと。逆に、あることによって女性の自己決定についての危機感をぬぐい切れないというのであれば、これは基本法としてあっても仕方がないのではないかと、ある必要はないのではないかと。

ふうに思っております。

○米津参考人 瀬古議員がおっしゃるとおり、大変問題だと思えます。

一方で、少子化は問題だというふうについてこの法律をつくろうといっておきながら、片方では、子供を生み育てられる環境をつくっていない。父親も母親も、子供と過ごしたいのに子供と過ごす時間がない。特に、日本の父親は子供とともに過ごす時間が非常に短いということも聞いております。これは変えていかなければならないことですが、こういうことを、片方でそれを難しくしていることをやっておきながら、こういう法律は、子育てに夢を持つというふうに書かれている、非常に矛盾を感じます。

○瀬古委員 阿藤参考人にお伺いしたいと思うんですけれども、各国の特殊出生率の上昇と総合的な施策との関連、家族手当とか労働時間とかこういうものがあると思うんですが、特に参考人はヨーロッパ、フランスなどについての事情に大変お詳しいと聞いておりますけれども、この点はどういうふうにお考えでしょうか。

○阿藤参考人 先ほども申しましたように、今、先進国のグループで、出生率の相対的に高い国は、英語圏、北欧諸国、フランス語圏の三グループ、そして低い方は、ドイツ語圏、南ヨーロッパ、日本を含む東アジア、こちらあたりがどちらかというと非常に低い。あえて言えば、合計特殊出生率が一・五以下と一・六以上、そういうような状況でございます。

それに対して政策がどういう効果をもたらしたかといいますと、英語圏については、基本的に政策効果は余りない、あえて言えば、政策はそれほど行われていないというふうには認識されております。

それに対して、北欧諸国並びにフランス語圏については、どちらかが非常に、ニュアンスがちよっと違うんですけれども、フランス語圏は、もともと子育ての経済支援というところに大変力を入れてまいりました。それから、北欧諸国は、

子育ての、いわば仕事と家庭の両立支援ということに力を入れた法制並びに予算の増額をしてまいりました。しかし、両方を比べてみますと、その二つのグループともに、子育ての経済支援もそれから両立支援も両方とも相対的に強いんですね。ドイツ語圏になりますと、経済支援、児童手当の方は高いんですけれども、むしろ両立支援は非常に弱い。それから、南ヨーロッパは両方とも弱い、そういうふうな状況であります。

ですから、個人的には、あえて言えば、子育ての経済支援も両立支援も、欲張りですけれども、両方することによって、先ほどから出ておりますような子育てのしやすい社会環境というものが生まれてくるのではないかとこのように感じております。

○瀬古委員 奥山参考人にお伺いしたいと思うんです。

奥山参考人は、社内第一号の育児休業を取得するけれども、両立が難しく退社されたというふうな言われました。両立のために一体どのようなことが問題になったのか、もしお聞かせいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

それからさらに、発言された中で、子育ての悩みというものが、単なる子育ての悩みではなく、夫婦の問題、働き方の問題、こういうものが含まれているということも指摘されました。雇用環境の整備という場合、具体的にどのような点での国としての改善すべきことが必要だと思われるのでしょうか、その点をお伺いします。

○奥山参考人 お答えします。

私が会社の方を退職したのは九六年だったというふうには思います。その当時は、やはり自分の会社にもモデルになるような、私が第一号ですから、モデルになるような働き方をしている女性がいなかったということも一つあると思います。また、その当時課長職でしたので、自分自身が早く帰らなければいけないということが非常にプレッシャーになったということもありました。子供を育てながら家庭と両立する環境が自分自身もうま

く整えられなかったこと、それから、会社自体もそれにどう対応しているかわからなかったということがあるように感じております。

また、労働環境の整備というのは非常に大事なことであり、今、横浜にある保育所は大体が六時半で終わるんですね。私は横浜の北部に住んでおりますので、父親は、大体が東京方面に通勤時間四十分から一時間かけて通っているというふうな状況です。そうしますと、皆さん、大体何時ぐらいに帰ってくるのか聞きますと、大体が十時以降というふうなことで、日中いろいろ大変だったこととかそういうことをちよっと聞いてほしいと思ひながら、疲れて帰ってくる夫に対してそれさえも言えない、そういうような状況が今現在あるというふうには思います。そういう夫婦間のちよっとした積み重ね、ちよっとした行き違い、そういうことがやはりどうしてもストレスになって子供に向いてしまうというふうなことが繰り返されていく現状だということに思います。

今、次世代育成法案の方では、働き方の見直しということ、企業にもアクションプランをという目標を掲げている部分を実現しているというふうに切に思っております。

○瀬古委員 最後の質問になると思うんですが、金澤参考人にお伺いしたいと思ひます。

先ほど私がお話ししました、例えば日本航空の客室乗務員の皆さんの育児休業法に基づくいろいろな申請拒否も、企業は相当な努力をしているというふうなことで育児休業法違反ということにならないんです。

それで、育児・介護休業法というのは、来年度が改正の見直しの時期になっております。労働者の自己請求権の問題、それから子供の看護休暇の問題、私たちは、子供の病気はもちろんですけれども、授業参観とか運動会の参加も含めた家族休暇の創設とか、また休業中の手当を六割に引き上げることや深夜業の免除の対象年齢をもっと枠

を広げよう、こういう問題なども対策を提案しているわけですが、育児休業制度の改善点として具体的に考える点がありましたら教えていただきたいということ。

そして、先日、厚生労働省が発表しました男女雇用機会均等法の施行状況という中に、雇用均等室における個別紛争解決の援助として、妊娠、出産を理由とする解雇が増加しているということがあります。昨年度のまとめで、百二十二件中、退職勧奨や解雇が全体の八割を占めている。その八割が妊娠、出産を理由とする事案ということですから、配置についても、女性であるということ、また子供がいるという理由で不利益な取り扱いが行われている。相談まで持ち込まれるケースというのは実態のほんの一部であると思いますけれども、このような実態についてどのように考えようか。二点お伺いします。

○金澄参考人 育児休業法の改正ですね、そういうものについては本当に一番必要なことだというふうに思っております。

夫婦で、夫と妻と協力して楽しい子育てができれば、産む人もまたふえていくでしょう。そういうことができない今の現状というのが、やはり少子化の原因になっているというふうに思います。そのための環境整備が必要ですから、育児休業法を初めとして、そのほか労働法全般ですね、そちらの方で、安定した雇用と長時間労働をなくす方向、あと、子育て中の女性、女性のみならず男性もということですが、育児休業がとりやすい形、もしくは病気の休暇、子供の病気というのは突発になりますので、そういうときにすぐ休暇がとりやすい、そういうような柔軟な労働時間というものもまた必要になってくると思います。そのような改正は、やはりこの少子化対策の中の環境整備の一環として一番大きな柱になってくるかと思っています。

また、妊娠、出産を理由とした解雇をされたというところなんですけれども、妊娠、出産を理由とした解雇それ自体は既に禁止されているはずだ

ので、そのようなものが現に行われているとすればきちんと対処をしていただくように、そういうことも個別法で十分対応が可能はずですので、それすらできていない現状で基本法をつくる必要があるのかということについては、疑問を持たざるを得ません。

以上です。

○瀬古委員 どうもありがとうございます。以上で終わります。

○佐々木委員長 以上で瀬古君の質疑は終了いたしました。

次に、北川れん子君。

○北川委員 社民党・市民連合の北川れん子と申します。本日は、四人の参考人の皆様、本当にありがとうございます。どうぞありがとうございました。

まず最初に四人の皆さんにお伺いしたいのですが、先週この議論を立法者の方たちをお迎えしてやったわけなんです、そのときお伺いしておりますと、社会環境の充実の方は幾ばくか進んできた、非婚化、晩婚化、そして夫婦の出生力の低下、ここに少子化の原因があるということに視点のポイントを大きく置いて御答弁をされていたんですけれども、この視点の置き方、これに対して参考人の皆様はどうとらえていらっしゃるかをまずお伺いしたいと思います。

○阿藤参考人 議論の経緯をよく存じておりませんが、私も、ちょっとこの二つの問題は、レベルといいますが、次元の違う話じゃないかと思えます。

今の出生率の低下の原因は何か、人口学的原因は何かということ、明らかに未婚化、晩婚化、晩産化ということがございます。それに加えて、九〇年代に入って、今度は結婚した人の子供の産み方に陰りが見えるようになったというのがデータの示すところでございます。では、そのさらに背後に何かあるのかということ、それ以外の社会経済的な理由がある、それに対して我々は社会環境の整備をしていく必要があるんだ、こういう議論の立て方になるんだと思います。

○奥山参考人 私も、従来言われてきた晩婚化、非婚化、晩産化、そういうのに加えて、さらに結婚した人も産みにくくなっている環境がある、そういうことから非常に問題がまた広がってきたということなんだろうなというふうな認識であります。

○金澄参考人 今、出生率低下の原因に非婚化、晩婚化、晩産化というのがあったのですけれども、では結婚をおくらせている原因が何かということを考えてみますと、これは私の意見なんですけれども、やはり結婚生活の中で、結婚をして家事が女性の負担になってくる、夫はそれに対してなかなか長時間労働で協力をしてくれない、そういうことの中で、結婚生活が余り楽しいものと思えなくなってきたのではないかと。そういうような状況があるかと思えます。

それは結局は少子化の方にも影響してきて、やはり夫婦で楽しい時間が過ぐせない、そこで、子供が生まれるのもっと大変になるということで、やはり子供を産むのを控える。ということからすれば、社会環境の整備をして、夫婦で夜一緒に御飯が食べられて楽しい生活ができるというのであれば、結婚する人もふえていくかもしれません、子供を産む人もふえていくかもしれません。

そういうことで、社会環境の整備、男女ともに仕事も家庭もという社会環境の整備は、非婚化、晩婚化ももしかしたら解消することができるとも思えない。根っここのところでは同じ問題なのではないかなというふうに思っております。

○米津参考人 私は、社会環境の整備は、整えられているとは思いません。その結果が今のような状況をもたらしていると思えます。

また一方で、非婚でも、つまり結婚はしたくないけれども子供は欲しいという人もいます。もし子供をどうしても、家庭というか結婚という制度を、ちゃんと段階を踏んだところで子供を持つというの、そういうふうにおっしゃるの、うけれども、そういう、結婚はしないけれども子供は持たたいという人の声にこたえていくという

ことも大事なことでないでしょうか。結婚したい人ができるようにすることはもちろん大切ですが、家族のありよう、生活の仕方に対して画一を求めるというのは違うと思います。

○北川委員 法律のひとり歩き言葉もあつたんですが、非婚はいけない、晩婚はいけない、夫婦の出生力を上げなければいけないとかという形で何らかの理想像を押しつけられてはいけないというの、きょうの議論の中心点であつたと思うんですね。

きょう参考人に来ていただいている皆さんは、これは議員立法なんです、議員立法提案者会派の中から廃案や修正の要求が出ている、そういう基本法であるという心もなさを御理解いただけていると思うんですけれども、社民党は、この前文と二条の方に女性の自己決定権やリプロダクティブヘルス・ライツの考え方を文言としてきちり入れるべきだということを提案したんですけれども、それが最大公約数の中では受け入れられずに、立法提案者にならなかったという経緯がございます。

そういった状況の中で審議が進められているわけなんですけれども、金澄参考人と米津参考人にお伺いしたいんですが、もしこれに修正を施すことが可能であるならば、優先順位というものがあると思うんですが、申しわけないんですが、優先順位の第一番目に持つてくるとすれば、どのようなものをここに絶対必要であると思いいなっているのか、教えていただければ幸いです。

○金澄参考人 では、お答えします。

非常に難しい質問でお答えしにくいんですけども、申し上げるとすれば、女性の結婚、妊娠、出産に対する自己決定権を尊重しなければならぬ、それを侵してはならない、そういうことについての選択について何らかの影響を与え、ライフスタイルの選択を損なってはならないということが前文、目的の中に入られることが一番重要であるというふうに考えております。

○米津参考人 私もほぼ同じ意見です。

さつき四つ読み上げましたが、一番最初に、生殖における個人及びカップルの自己決定を妨げないこと、やはりこれに尽きると思っています。

○北川委員 私どももせっかく一緒に議員連盟の中で考えてきて、提案の寸前でおりましたということは、そこがまず中心の背骨であるといった点でどうも理解が得られなかったということで、断念をしたという経過があったんですけれども。

もう一つお伺いしたいんですけれども、きょう、米津参考人の方からは、不妊治療を少子化対策に位置づけるべきではないということを本当に、短い時間の中で答えていただいたんですけれども、あとの阿藤参考人、奥山参考人、金澄参考人はこの御意見に対してどういうふうな見解をお持ちかを教えていただきたいと思っています。

○阿藤参考人 この法案の中でどういうふうな扱われているかということでは、不妊治療を望む者に対してというふうに規定して、それに対して情報、研究等が必要だ、こういうことでございます。そういう意味で、即それが不妊治療を望まない者に対して押しつけたり圧力になるというふうなものではないのではないかと。

何かこの法案の形を見ていると、この項目が入っているのが、母子保健の医療体制の充実等、こういう傘の中に入っているということで、いわゆるリプロダクティブヘルスという観念でいえば、こういうものはすべて入るわけですね。しかし、母子保健の中にこれが入るかという、必ずしもそうではない。そうすると、それを別のカテゴリーで立てるということも形の上ではある程度やむを得ないんじゃないかな、こんなふうにとっております。

○奥山参考人 本当に、もう子供を持つつもりがない方できない方、そういう方にも圧力をかけるような法案であってはいけないということとは、基本的にそうだというふうに思っています。ただ、不妊で悩む、そういう人たちにとっては本当に切実な問題であるということから、こういった条文が

入るということは非常に勇気を与えるということにもなるのかな。ただ、このところでは「望む者に対し」ということが入っているということですから、十分配慮がされているのではないかなというふうに思っています。

○金澄参考人 不妊治療のところなんですけれども、これについては、今現在、社会保険で正常出産に対しても保険が適用されていないという状況、もしくは、小児医療に対しても、小児科医が減っているという状況で、安心した夜の間の救急、子供を病院に連れていくということもできないような状況になっていることからすれば、生まれた子供にすら、もしくは今生まれる子供についてすらきちんとした対処ができていない中で、このような不妊治療ということを特段入れていくことの価値がどのぐらいあるのか。

もちろん、不妊治療が非常に費用がかかり、手間がかかりということとはよくわかっておりますけれども、それについて、やはり日本の社会の中ではまだ、不妊だと子供を産むように治療すればというような圧力が高い社会ですので、その中でこのようなことを入れると、治療しないのはなぜかとか、そういうことの圧力に必ずなってくるのではないかとという危惧の念を強くせざるを得ません。

ですので、このような規定が入っていることについてはさらなる慎重な議論をしていただきたい、さらに多くの女性、国民の意見を聞いてからじっくりと考えていただきたいというふうに思っております。

○北川委員 米津参考人の方は、先ほどお伺いしております、優生思想へのまた逆行する面も含めてこの問題をとりまいて御発言になっていたと思ふんですが、三人の参考人の意見も踏まえて、米津参考人に、今またつけ加えたい点があれば教えていただきたいと思っています。

○米津参考人 人口政策の問題点について先ほど言わせていただきましたが、二十八日の議論の中では、それを戦前の問題というふうに認識されて

いる方がかなりいらした。しかし、実際は戦後にできた優生保護法の方が、戦前の国民優生法よりもさらに強い優生の政策を持っていたんです。それが九六年まであった。この優生保護法の中には、本人が同意しなくても優生手術、優生上の理由から不妊手術を行うということができてしまったんです。その方たちがいた、確かに。それで、補償も謝罪もされていない。

こういうことが放置されているということに非常に不安を覚え、本当にこの国は人間、人口ではなくて人間を大事にしているのか、公の利益のために個人を制約するということにちよつと平気になってしまっているのではないか。その反省をしつかりとして、謝罪をし、清算するということが、初めて人口についてどうあったらいいかということと考えられると思います。

○北川委員 ありがとうございます。それと、ここに「子どもを生み育てる」という言葉が何度も繰り返して出てくるわけなんです。私どもはこれを「男女」というふうに置きかえるべきだというふうに提案をさせていただいているんですけれども、こういう視点について、四参考人の御意見をお伺いしたいと思っています。

○阿藤参考人 ちよつと私、質問の趣旨がよくわからなかったんですが、子供を生み育てるというのを男女に置きかえるというのはどういう意味でしょうか。ちよつと済みません。

○北川委員 申しわけございません。ちよつと御説明が不足したかもわかりませんが、「生み育てる」というふうにする、今回は生命の生を使っている、出産の産ではないのでただ女性だけを指すわけではないという提案者の御意見があったんですけれども、生み育てるという話を一連化すると、女性に対しての重圧というものが重くなる、女性にいくのではないかと懸念があるがゆえに、「生み育てる」というのを「男女」と、両性に負担をしないか、それに社会の支援が必要ではないかというのが根幹ではないかという意味で、「生み育てる」という文言を何度も

使うのではなくて、「男女」という言いあらわし方に変えていくべきではないかという主張をしたという点において、こういう視点に対してはどういうふうなお考えをお持ちかというのを伺いたしたいと思います。

○阿藤参考人 基本的には、もちろん男女が責任を持つというのは、これは言うまでもないことだと思います。

私が、少なくとも舌足らずで、この文章を読んだ範囲で申しますと、だからといって女性にプレッシャーがかかるような文章だったかという、そういうふうには少なくとも私自身は読めなかったもので、もちろん心配なさる方もいらっしゃるかもしれませんが、このままでもよろしいのではないかなというふうに思っております。

○奥山参考人 当然、家族で子供を育てるということですから、夫と妻、男性と女性ではなくていくということだというふうに認識しております。

○金澄参考人 先ほど、私の意見の中でも、この五条、十条「子どもを生み育てる者」というのが当然男性を含むものであるということをきちんと入れていただきたいというふうにお話をしたとおりだと思っています。

「事業主は、子どもを生み育てる者が充実した職業生活を営みつつ」とありますので、これを、ウむという字が産と生というところで違うからといって、事業主の方がそこを理解して男女というふうにとつていただけるかということについては非常に疑問がございます。やはり、そうであれば、子供を生み育てる男女もしくは子供を生み育てる国民ということでもよろしいかと思ひます。

さらに付言させて、ちよつと言わせていただきました、「子どもを生み育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を」というのはなく、もつと広く言えば、子供を生み育てていない人もプライベートな個人の生活と仕事を両立できるような社会というのが一番の理想ではない

かというふうに出ております。

○米津参考人 私、育児に関しては女性と男性両方が担うということがはっきりわかる文で書いてほしいと思います。そうでなければ、やはり女性を想定して読んでしまうと思います。

○北川委員 ありがとうございます。

そうしましたら、先ほど米津参考人からも出ていたのですが、少子化社会を築くといいますが、少子高齢化になる社会に対応できる社会をつくるのがまず必要じゃないかというか、このテーマからすると本当はそうだった内容かなと思うと、内容が余りにも違っていたという御意見を伺いました。

原田泰内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官という方が新聞の方に、「人口減少は、環境を守る人間の知恵かもしれない。人口が減少するときに、うまく知恵を働かせれば、過密状態が緩和され、日本の住環境は改善される。人口減少は、社会の仕組みを、少子高齢社会に適したものにさせることを迫っている。」というような御意見をされています。

こういう考え方に關して、金澄参考人や米津参考人はどういうふうに出てくるか、お伺いしたいと思います。

○金澄参考人 もちろん、少子高齢化に対応した社会というの非常に重要でして、そうなる場合ももちろんあるわけですが、女性の自己決定権を侵害することはできないので、そうなる場合もあるでしょう。それに対してきちんと対応できるということがまさに国の英知が問われているところですので、そのような場合も含めてさまざまな人口の構造に対応する社会をつくっていく、そういうのが一番大切ではないかというふうに思っております。

○米津参考人 私も、子供を持ちたい人が産める状況をつくるのと同時に、現実には子供の少ない社会が今進行しつつある、これのマイナスばかりを見るのではなくて、いかにこの国をよりよくこの状況の中で運営するかという知恵を本場に結集して

ほしいと思います。

その際、国内のことだけではなくて、地球的に見たときに、食糧が圧倒的に少ない、飢えている国は非常に多い。環境は汚染されていく、そういう中でのこの国の状況だという視点をぜひ持って考えてほしいと思います。

○北川委員 最後になりますけれども、法律はやはりひとりで歩きます。そうすると、ここで一番懸念される、大人は、大人の男女は子供を持って当たり前に、一人前、立派に育てて一人前、当たり前に、こういうことをもう一度、平成版産めよやせよの少子化社会対策基本法案ではないかという懸念に対して、最後に四人の方に、こういう懸念を持つ声が盛んに出てきておりますが、これに對しての御見解をお伺いしたいと思います。

○佐々木委員長 各参考人で、(北川委員)「はい。各参考人にです」と呼ぶ。

○阿藤参考人 少子化社会対策基本法という名前の中で議論されていることは、全体としてそれはど過激なことではなくて、ある種非常に当たり前のことが淡々と、基本的なことが述べられているというふうには私は理解しております、そのことがそれほど大きな余波を持つのかということ、それは懸念はいたしております。

○奥山参考人 私も、さつと読んでみたときに、この文字、一字一句がいろいろ議論されてくることにつながっていくのかどうかということについて、きょう改めてそう考える方たちもいらっしゃるというのを知りました。

先ほど、これから高齢化していく中で知恵を出して暮らしたいというふうなお話もあつたのですけれども、そのときに、知恵を絞る大人はいないと思うのですけれども、これから、今育っている子供たちはどうするのか。やはり彼らは話ができません、社会に向かつて発信できない。うちは今子供がいますけれども、一人いらつしやるような御家庭から、子供が大きくなると、子供を求めて

土曜日も日曜日も一緒に遊びたいという電話とかもかかってくるわけですね。子供が少なくなるというところについては、本当に私自身も、自分の子供のことを考えても、どうなっていくのだろうかというところで、知恵を絞るのを、やはりこれから高齢化に対応するだけでなく少子化、子供たちをどうするのかという、子供たちの育ちに立った視点での議論というのもしていかなければいけないというふうに思います。

その意味でも、国を挙げてこういった基本法を設定して運動を起こしていくということは、まずは第一歩、必要なことではないのかなというふうに思いました。

○金澄参考人 法律は、やはり一字一句、そういうものを大事にして解釈をされていくものです。ですから、この内容は、どういうふうにとられるか、どういった解釈ができるかということにきちんとこだわっていただきたいというふうに思います。

○阿藤参考人 一番基本的な考え方をいれたい、前提になつていないから入れないなどという議論はできないのではないかと思います。前提になつていないからこそこそきんと入れていたのだ。その上で、一字一句どのような意味を持つかというのをきちんと考えていただいて、吟味していただいて、法文の中に入れていただきたいというふうに思います。

以上です。

○米津参考人 私は、北川委員がおっしゃる懸念をまさに言いたいです。法律というものは、無色透明な中で読まれるものではないから、それを読む社会が持つている色合いに染まってしまうということがあります。この社会は、やはり女性に産むべきである、人口が減るのは困る、これだけ社会がやっているのになぜ子供をみんな産まないのか、そういう声の中でこれが読まれるということを考えれば、懸念を持つのは当然だと思います。

○北川委員 どうもありがとうございます。

○山谷委員 保守新党、山谷えり子でございます。次は、山谷えり子君。どうも、皆様、九時から三時間以上におわたりさまざまな御意見をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。

私自身も三人の子供を育てながら働いて、長女を産んだときは専業主婦でございました、しっかり育児ノイローゼというものにもなりまして、そのときに、公園に出ているいろいろな専業主婦のお母様方とお話ししたときに、多くの皆様がマタニティーブルーあるいは育児ノイローゼにかかっているというところを御覧いただきました。

二十年以上前のことでございます。それで、人間というのは人の間と書くから、互いにつながり合いながら子育てするというのが自然本来の姿だよねということで、地域でネットワークをつくりまして、奥山さんがやっていらっしゃるような活動をして、我が家にも休日には、十人、二十人、子供が来る。そんな中で、私自身も、どの子も我が子、非常におおらかになつて母性がはぐくまれていくことを感じました。

それと同時に、そうするつながりをつくることによって、父親同士、あるいはおばあちゃん同士、あるいはまた地域の人々がつながっていくというふうなことも体験いたしました。本場に子育てには温かな環境とつながり合うというふうな何かのきっかけ、場というものがあつたというふうに考えております。

そこで、奥山参考人にお伺いしたいんですけれども、このびのびのおつきりになられて、そして運営していくというのは、さまざまな大変なことがあると思います。昔は自然に、野っ原があつたし、そんなに苦労しなくてもこういうようなつながりというのはできたかもしれないけれども、今は本場に子供を遊ばせる場所もない。公園にいて遊んでいると静かにしろとなられる。これは私も本場によくわかります。うちの子

供三人も、公園に行つて遊んでいたらどなられた、僕たちどこで遊ばないのといつてしょんぼりして帰ってきたという経験を何度も持つております。

やはり、行政あるいはまた新しい形が、きつかけや場づくりを力を与えるような何かが必要だといふふうに思いますけれども、行政に望むこと、悩んでいる方たちにこんな助けがあればというようにすることがありましたら、お教えいただきたいと思ひます。

○奥山参事人 私たちも本当に、私自身ももう十年、働いているときには、子供を持つということについて全然イメージがわきませんでしたし、身近に赤ちゃんに触れることもなく、本当に子供を持つて初めて、ああ、大変だなということを実感したわけですよ。

やはり、子供も一人、親一人で育てるのは非常に難しい。みんなで協力してやっていく。そういうためには、特に、子供を産んですぐのマタニティーブルーの話もありましたけれども、産んですぐは、結構皆さん、周りからちやほやされて、ああ、何かうれいという気持ちなんですけれども、やはり一カ月、二カ月とたつにつれ、自分の今までの時間がなくなり、二十四時間子供と一緒にいるということがどんなに大変なことかといふのが身にしみてわかつてまいります。

今おっしゃられたとおり、公園にも、まず小学校に入るまで、子供に親がついていかなければ一緒に安心して遊ばないという環境です。だが公園にあらわれるかわからない、行くまでの道路も危ないといふことで、もう親子びったり、カプセル状態で公園にも行かなくちゃいけないというやうな、そういう環境で子育てをしています。ですから、まずは親子で安心できる居場所が必要であるといふことで、この活動を始めました。

児童館等あればよかったです、残念ながら、横浜市には児童館すらございません。そういう状況です。地域を見回すと、高齢者のための地域ケアプラザ、地区センターもほとんどが高齢者

が御利用になる。そういう中で、子供が走り回ると言うさいと言われるということで、厳しい。皆さん、もちろん昔から子供が騒ぐとみんな大人は怒ったんだと言われるかもしれない。少子高齢化は、きつとその声があふえるといふことですね。子供一人に対してうるさいという人が五、六人になるといふこともかもしれません。どんなふうなことで子供の自由闊達な動きといふようなことが縮小し、子供を育てている親の方も肩身狭くなつていくといふやうな、そういうことだといふふうに思ひます。

広場をつくることによつて、〇一三の子供と親のみならず、地域のいろいろな方を巻き込んでそういう場所を運営しています、これは、今現在、意図的にできないといふのも無理です。自然発生的にはできないんです。だから、私たちはNPOという組織を形成して、運営しています。これについては、市民が自分の地域を変えていきたいという気持ちで始めた活動です。それがNPOですから、それに対して行政は、資金的な面だとか専門家だとか、そういう人たちに支拂をしていただきたい、そういうふうな思ひでおります。行政とともに、私たちは、地域を変えるために一緒に共同していききたい、そういう願ひであります。

今回の法案の中においても、地域で活動しているNPO等への支援といふことで、本当に今まではお仕着せとして行政からおいてくるものだけをサービスとして受け取る形だったわけですが、ここで、市民社会といふことで、それを私たち自身もつくつていくんだ、もしくは、非常に声の届かない子供、それから若い世代の声を社会にアピールしていくといふやうな役割も担っているといふふうな思ひがあります。

○山谷委員 奥山参事人のところには、ゼロ歳から七十代までの方がかわつていらつしやいます、高校生あるいはまた結婚してない方もかわつていらつしやるといふことでございますけれども、小中学生に赤ちゃんをだつこさせたりし

て、非常に命を身近に感じられるやうな体験、環境づくりといふことも大事だと思ひます。いろいろな調査でも、子供を持つことに、そのやうな接点があつた子供はポジティブなイメージを持つといふことがございますけれども、奥山さんのところは、高校生がいらつしやる。小中学生のやうな体験、総合学習の時間に利用したりしてのかかわりといふのはあるんでしやうか。

○奥山参事人 広場においても、ボランティアさんの方は中高生から七十代まで幅広くおられます、時々、総合学習の一環として高校生などが決まつた曜日に来てくださることもあるんでしやうか。

最初はおつかなびつくりで、赤ちゃんをだつこするの怖いといふやうな形なんですけれども、そのうち、赤ちゃんだけではなくて、一歳、二歳になると、子供たちが本当に、悔しいんですけれども、ああ、この人は私と遊んでくれるとか、この人は非常に若い人だといふ、子供なりにやはりわかるんでしやうかね。何か、私たちよりもどうも学生さんの方に、子供、小さい子供たちも遊びに行くといふやうなことで、最初はきこちなかつた中高生が、子供を、小さい子供を通じて非常に表情も豊かになってくるといふやうなことで、やはり体験がとても必要だといふことを感じます。

また、カナダの方のルーツ・オブ・エンパシーといふ、赤ちゃんが学校にやってくるプログラムといふのがございます。私どもの広場のアドバイザの先生がカナダの研究をなさつていて、それを日本に紹介しているんですけれども、ここでは、小学校に赤ちゃんを御両親が毎月一回ずつ参ります。それで、どんな成長していく過程を見らる中で、やはり自分の、小学生といへどもまだ小さい、下にお子さんがいらつしやらない方もいるので、こやうやって自分自身が小さいころ親に守られて育てられたといふやうなことを取り戻す、または、赤ちゃんが何を今感じているかといふの

を考える教育といふふうな発展する。

また、このプログラムを中学校でやりますと、やはり、もう産める年齢になっている中学生に対して、赤ちゃんを産むといふことがどういふことなのか、そういった意味での性教育的なことにもなる。ただ理念として入るだけではなくて、その現物、赤ちゃんといふのを通じて感じていく、体験していくといふことが非常に大切で、そういった活動カナダではしているといふのを聞いて、ああ、ぜひそういったことが必要だな。

先ほど配つた調査報告書においても、地域活動を具体的にしている中高生ほど家族観がまた違つてくるといふやうな情報などもありますので、そういう、今なかなか、ほかの家族を見る、小さいお子さんと触れ合うといふ機会がないですから、そういうことも地域活動の中でできたらいいなといふふうな思ひがあります。

○山谷委員 奥山さんのところでは、産褥シッターさんとかマタニティークラスといふものもあるやうでございますけれども、私は、妊娠して出産を望みながらもそれを阻害する条件のいろいろなものの中に、悩んで迷つていらつしやる方に対する精神的、経済的サポート体制といふのは日本はもう皆無に近いのではないかとはいふふうに思ひます。

遠藤周作さんの奥様が、リーダーシップをとられて円プロオ基金といふのをつくつて、そのやうな、やみからやみへ葬られる赤ちゃんを何とか大切にしたいといふ運動をしていらつしやいます、電話相談あるいは地域の助産婦さん等々との相談体制、励ましをしながら、七十二人の赤ちゃんが生まれたといふやうなこともございます。

また、ドイツ・ベルリンでは、二〇〇〇年の統計なんです、妊娠葛藤相談所といふところで相談して、二千三百三十九人のお母様が赤ちゃんを産むことを決心なさつて、中絶が避けられたといふこともございます。

欧米では、教会あるいはコミュニティ活動などでこのやうな悩みを受けとめ、そして励まし

て、産めるものなら産むようにというようなサポート体制があるわけでございますけれども、その辺に関しては、奥山参考人はどのようにお考えでございますでしょうか。

○奥山参考人 私たちも妊娠中の方に対してサポートするということがとても大事だというふうに思っております。

毎週水曜日を赤ちゃん広場ということで、乳児さんがたくさん来る曜日になっているんですけど、でも、そのときにマタニティクラスを設定しまして、生まれたばかりの赤ちゃんのお母さんに、どうだったのか、それからこんなことが大変だったとか、今現在なかなか寝られないということもあって、今のうちにたくさん寝ておきたいというのと、そういう本当に出産前後の体験をなさったお母さんに話を聞く、それから、生まれてからどんなふうなのかというイメージをつくるというようなことがとても大切ではないかというふうに思います。

さらには、これを地域でやっていくということで、生まれてからもケアができる体制というのがつくられていくんじゃないかというふうに思います。今、妊婦さんでもまだ動き回れるので、かなりいろいろなところに出かけて、いろいろなところで勉強はなさっているんですけども、やはり自分が子供を育ていく地域でこういった試みがあった、つながっていくということが大事ではないかなというふうに思います。

○山谷委員 阿藤参考人にお伺いしたいと思いますが、

今一番使われている高校の教科書の中で、母体保護法についていろいろな説明があつて、最後に「女性の自己決定権」という考えにもとづく法律にはいたっていない」とか、あるいは、中学生全員に、百三十万人に配ろうとして印刷されたパンフレットでは、小冊子では「日本では中絶することが許されている」というような記述があったり、極めて誤解を招くような中絶に関するメッセージが子供たちに向けられております。

統計では今三十五万人一年間に中絶されている、しかしながら、ある人に言わせれば、百万人子供が生まれているけれども、それと同じぐらい中絶されているのではないかと、あるいは産まざるものなら産めんだよというふうな励ましのサポートがほとんど皆無であるとか、その辺についてはいかがお考えでございますでしょうか。

○阿藤参考人 ちょっと私自身は、余りそういう、個別具体的に、しかも出産にかかわるところでのサポートについて詳しくないので、特に強い意見は持っておりませんが、中絶の問題は大変やばり難しい問題で、日本の場合は本当に二重構造の法律構造になっている。しかし、多くの国でもやはりなかなか難しい問題がある。いわゆる女性の自己決定権というものを本当に推し進めたのは、今のところヨーロッパ社会、そして米国といったような社会がそこで行っているということと、これは、やはりまだまだ相当議論をしていく必要があるのかなというふうに感じております。

○山谷委員 日本の場合は、胎児に生命権があるわけでございます、児童の権利条約等々で認められているわけですが、堕胎罪がある、しかしながら、母体保護法という形で罪としないというふうな、極めてある種の知恵を持った構造になっているわけでございます。

その辺のこと、胎児の生命権とか、それから女性だけの自己決定権で中絶の権利が基本的人権であるというふうな考え方のメッセージがもしも子供に行き渡っているとしたら、それは子供たち自身にとつて間違つたメッセージになるのではないかと、あるいは、考えておまして、私は、教育現場でこの辺も見直していただきたいというふうに思うところでございます。

続きまして、子育ての相談相手の条件ということで、子育て支援等に関する調査研究に基づきますと、だれに相談したいか、子育ての経験のある人、また親の気持ちを理解してくれる人というの

が上位に来まして、専門知識を持っているというのが必ずしも高くないんですね。これは、私自身の経験でも、いろいろな仲間たちに聞いても、わかるような気もするんです。

保健所の一歳児健診、三歳児健診、いろいろございいますけれども、専門性は高い保健婦さんかもしれないけれども、非常に高飛車だったり、あなたはまだこれができるじゃないやというふうな形で、逆に育児ノイローゼを進めてしまうような部分もある。あるいはまた、生まれてすぐの温かい母子の密着したケアということに対するまなざしがまだまだ少なかつたり、あるいは、乳もみおばさんなんというものを用意している病院はほとんどないですね。私は非常に苦労しました、二人目を産んだときは、外国の夫婦がたくさん産む産院でございました。そのときは、一目からお父さんに、会社が終わると六時からお父さんが来て、十時の面会時間が終わるまで三時間、四時間、おふろの入方から何からかから教えて、それで、マタニティブルーというのに三分の一から三分の二のママがかかるんだから、あなたはきちんとケアしなさいというふうな、もうお産のときから、あるいはお産の前からそのような温かな、それからリアリズムに満ちた対応ができているんですけども、その辺の対応に対する視線が全くないということを私は感じます。

阿藤参考人、奥山参考人に、その辺の御意見を伺いたいと思います。

○奥山参考人 本当におっしゃるとおりだなというふうに思います。

私自身も子供を産み、育てるということを本当に体験なく始めましたので、一人目のときは、どうしようか、こんな母親に育てられる子供はかわいそうだと思うぐらいに自分に自信がありませんでした。ですけれども、周りに支えられながら活動

し、今二人いますけれども、はつきり言つて四人いてもいいなと思うぐらいの気持ちでおります。やはり体験でしかないんです。その体験を伝えられるような環境がないです。私の場合は両親が遠くにいたということもありまして、では両親が近くにいればそれが実現できるかというと、どうでしょうか。今は、やはり子育てをしている人同士が助け合い、それを支える周りの環境があつて初めて出てくることだというふうに思います。こういったことを、少子高齢化になると、やはりそれを伝えられる環境すらも何か危うい感じになってくるのではないかなというところを、少し本当に懸念しております。

なかなかそういったことを口にできない方が多いというところを思います。普通にしている母親でも、広場でいろいろな話をしているときにぼろつと出てくるような言葉に、ああ、すごく肩に力を入れていたんだなと。広場では、特に専門的な解決を図るというよりも、日常的なかかわりの中でいつか本音がちらつと出てくる、それで、話すことによつて安心し、子供をまた育てることに自信を持つというふうな、そういう広場づくりになっています。

先ほどのアンケートにもあつたとおり、専門家にかかわつていただかなければいけないケースもあるでしょう。だけれども、通常は、日常的なかかわりの中で解決できることがたくさんあります。それをサポートする環境というのが今きちんとしていないかなと大変なことになるのではないかなというふうに思います。

○阿藤参考人 これもどうも余り、専門と離れた話でございますので、やや個人的体験をお話しさせていただきますと、もう三十年以上前ですけれども、アメリカで子供を産み、私自身も大変子育てをしたんですけれども、そのときに、生まれてすぐ病院で、次の妊娠計画はというふうなことを話され、そして避妊の方法はとか、そういうことをアドバイスされる。そして、家へ帰りますと、今度は家庭にすぐケースワーカーというんです

か、そういうのが訪問してきて、逐次出産後のいろいろな相談に乗ってくれる。そういうサービスを受けた経験がありまして、それはもう既に三十年前の話です。日本で今そういうものが一体あるのかどうかということは、私よく存じませんが、そのときに大変心強い思いをしたということがございます。

それから、もう一つそのときに感じましたのは、育児書でございますが、日本の育児書とアメリカの育児書を読み比べましたら、日本の育児書はあれをしちゃいけない、これをしちゃいけない、大変不安になるんですね。出産が非常に怖いものだと。ところが、アメリカの育児書は非常に励ます形の育児書だった記憶があつて、それを読んではっとするという、そんな経験もございいます。ですから、専門的アドバイスがどういふに働くか、大変難しいものがあるなどそのときに思いました。

○山谷委員 少子化は社会におけるさまざまなシステムや人々の価値観に深くかかわっているわけでございますが、生命の豊かさに共感を持つ社会、それからチルドレンファースト、愛に満ちた社会づくりのためにこの法案がプラスと働くように祈っておりますし、そのような議論の方向を望んでおります。

どうもありがとうございました。

○佐々木委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の皆さんには、貴重な御意見を長時間にわたってちょうだいいたしました。まことにありがとうございました。委員会を代表いたしまして、厚く御礼を申し上げます。どうも御苦労さま。ありがとうございました。(拍手)

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十一分散会

平成十五年六月十七日印刷

平成十五年六月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C